

平成24年第1回潟上市議会定例会会議録（6日目）

○開 議 平成24年3月21日 午前10:00

○閉 会 午後 4:40

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成24年第1回潟上市議会定例会日程表（第6号）

平成24年3月21日（6日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 4号 潟上市暴力団排除条例（案）について
- 日程第 2 議案第 5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第 6号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第 7号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 8号 潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第10号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第11号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について
- 日程第 9 議案第12号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第10 議案第13号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第11 議案第14号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第12 議案第15号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第13 議案第16号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第14 議案第17号 平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について

- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 3 4 請願・陳情等について
- 日程第 3 5 各常任委員会の報告について
総務文教常任委員長
社会厚生常任委員長
産業建設常任委員長
- 日程第 3 6 発議第 2 号 潟上市議会会派規程（案）について
- 日程第 3 7 発議第 3 号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第4号 潟上市暴力団排除条例（案）について から 日程第34 請願・陳情等についてまで】

○議長（千田正英） 日程第1、議案第4号、潟上市暴力団排除条例（案）についてから日程第34、請願・陳情等についてまでを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第35、各常任委員会の報告について】

○議長（千田正英） 日程第35、各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経過と結果について報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、特別会計への繰り入れ、市道路線の認定・変更及び請願・陳情等については議案ごとに採決まで行いますが、平成23年度各会計補正予算（案）及び平成24年度各会計予算（案）については質疑までとし、各常任委員長の報告がすべて終了後に討論・採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順序に行います。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。18番藤原幸雄総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。また、傍聴者の皆さんも早朝より誠に御苦労さまでございました。

それでは、私から総務文教常任委員会のご報告を申し上げます。

平成24年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成24年3月9日、12日、13日、14日の4日間で行いました。

出席委員は、児玉春雄、藤原幸作、菅原理恵子、戸田俊樹、堀井克見、佐々木嘉一、藤原幸雄の全員でございました。

説明当局者は、副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、部長待遇企画政策課長、各関係課長でございました。

書記には、議会事務局の西村美里さんを指名しました。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第5号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本案は、地域密着型の組織である消防団員の処遇の改善を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

委員から見直しのきっかけ等について質問があり、大震災の消防団の活躍や団員の高齢化、士気の低下等に対処するため、近隣の市を調査した結果、格差のある部分について報酬と費用弁償を引き上げるものですとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第386号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第156号）が12月に公布されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

委員から、個人の市民税の額に500円を加算するのはいつからかとの質問があり、平成26年度から35年度までの加算で、今年度の予算には影響しないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本案は、元木分館の新築による所在地の変更と、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

委員から、建物の規模に基準はあるのかという質問があり、それは地域との話し合いによって決定しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本案は、図書館法施行規則の一部を改正する省令（図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,291万7,000円を追加するものでございます。

第2表繰越明許費のうち本委員会所管分は、10款2項「東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業」3億8,743万4,000円です。

第3表地方債補正は、農業基盤整備事業について限度額2,000万円を3,090万円に増額、小学校整備事業は限度額2億2,750万円を4億3,110万円に増額するもので、災害復旧事業は国庫補助金のかさ上げにより地方債の借入れを行わないこととしたものでございます。

歳入について、9款1項1目地方交付税は1億9,479万2,000円の増額で、現計予算額と交付決定額との差額を全額予算計上するものでございます。

13款2項国庫補助金のうち本委員会所管の主なものは6目教育費国庫補助金1億2,889万4,000円の増額で、安全・安心な学校づくり交付金と学校施設環境改善交付金でございます。

委員から、防災のためスピーディに工事を進めた方がよいのではとの質問について、当局からは、国の補正予算を活用することにより財源が有利になることから事業を前倒しして準備を進めたもので、工事は学校の長期休業日を利用して進めますとの回答がありました。

次に、15款1項財産運用収入は199万円の減額で、このうち1目財産貸付収入300万円の減額は、八郎潟ハイツの建物貸付料の免除、2目利子及び配当金は101万円の増額で、

主なものは財政調整基金利子、市役所庁舎建設基金利子でございます。

委員から、八郎潟ハイツの経営状況などについての質問があり、当局からは、厳しい経営状況であり、経営計画を提出させ、今後どうするかも含め検討しなければならない。当面は貸付料の免除と最低限の補修が必要との回答がありました。

16款寄附金64万6,000円の増額は、ふるさと応援寄附金でございます。

17款2項基金繰入金は149万1,000円の減額で、八郎潟ハイツの工事請負差額でございます。

18款繰越金8,671万円の増額は、前年度繰越金でございます。

20款市債は2億1,360万円の増額で、主なものは5目教育債の出戸小学校耐震補強及び大規模改修事業の精算と、新たに東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業を実施するものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

2款1項総務管理費18目基金費1億3,056万9,000円の増額は、財政調整基金積立金3,287万4,000円、市役所庁舎建設基金積立金1億円が主なものです。

10款1項教育総務費179万5,000円の増額は、児童生徒派遣費補助金でございます。

2項小学校費3億6,376万6,000円の増額のうち、主なものは3目学校整備事業費3億6,597万8,000円で、出戸小学校の事業費精算分と東湖小学校の耐震補強及び大規模改修事業費です。

12款1項公債費1億7,379万2,000円の増額は、17件の借り入れを繰上償還し、将来の負担軽減を図るものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万9,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ134億3,900万円と定めるものでございます。

第3表地方債11億6,370万円の主なものは、ごみ処理施設整備事業2億2,600万円、道路改良事業1億2,900万円、臨時財政対策債6億3,600万円でございます。

歳入について申し上げます。

1款市税24億4,369万円は0.9%の増です。このうち市民税が6.5%の増、固定資産税が4.2%の減でございます。

2款地方譲与税1億3,400万円は1.5%の減です。

6款地方消費税交付金2億5,400万円は前年と同額でございます。

9款地方交付税61億5,064万3,000円は0.1%の増で、このうち普通交付税が58億5,064万3,000円、特別交付税が3億円でございます。

11款1項1目民生費負担金の2節保育料負担金1億2,485万4,000円です。

12款1項7目教育使用料の主なものは、1節幼稚園使用料1,935万2,000円です。

14款2項県補助金の主なものは、2目4節児童福祉費補助金5,494万9,000円、8目教育費補助金691万8,000円です。

17款2項基金繰入金1億708万6,000円の主なものは、市役所庁舎建設基金の9,000万円でございます。

18款繰越金は1億6,000万円でございます。

20款市債11億6,370万円は、7目臨時財政対策債の6億3,600万円が主なものでございます。

委員からは、合併特例債の執行状況と今後の活用等について質問があり、当局からは、平成23年度末までの執行率は15.9%で、今後は合併特例債の活用期間が5年間延長されることを前提とし、庁舎建設ほか計画的に活用したいとの回答がありました。

次に、歳出について申し上げます。

1 款議会費 2 億1,515万7,000円の主なものは、議員報酬及び職員の人件費でございます。前年比11%の減は、議員年金の廃止に伴い議員共済負担金が減少したことによるものでございます。

2 款 1 項総務管理費14億1,273万6,000円の主なものは、一般管理費では各種審議会等の委員報酬、職員等人件費、広報費では広報発行の印刷製本費、財政管理費では公会計整備委託料、財産管理費では庁舎の維持管理費と八郎潟ハイツの整備及び庁舎の整備工事費、企画振興費では各種審議会等の委員報酬、電子計算費では機器の保守管理委託料、庁内 I P 電話の更新工事費、自治振興費では自治会館整備工事、生活交通費ではマイタウンバス運行費補助金、市役所庁舎整備事業費では基本設計委託料、市役所庁舎用地取得費などを計上しています。

委員から、市役所庁舎用地取得費について予定地選定と土地取得の手順について質問があり、当局からは、建設地については議会の意向により選定委員会の意見を求めた上で、議会に説明をし、広報等でも掲載してきたもので、適正な場所であると判断しております。実測結果から面積等を配慮して予定地としたもので、土地取得については事前交渉ではなく、用地取得に対する市の考え方を説明をしたところ、所有者からご理解いただいたもので、交渉は予算の議決が終わってから始めるものとの回答がありました。

2 項徴税费 1 億616万9,000円の主なものは職員の人件費です。

4 項選挙費3,366万2,000円の主なものは、職員の人件費及び選挙管理委員報酬と秋田県知事選挙費772万5,000円、市長選挙費588万2,000円などです。

5 項統計調査費5,588万円の主なものは地籍調査事業に係るものです。

6 項監査委員費661万3,000円の主なものは、職員の人件費のほか監査委員報酬です。

7 項住民生活に光をそそぐ交付金事業費のうち当委員会所管分1,028万4,000円の主なものは、小中学校、市図書館の図書備品購入費でございます。

3 款 2 項児童福祉費のうち所管部分の主なものは、1 目児童福祉総務費では、すこやか子育て支援事業費補助金、3 目児童館費では追分西児童館トイレ改修工事、塩口児童館解体工事、4 目保育園費では保育園の管理運営費、6 目放課後児童健全育成費では放課後児童クラブ運営費でございます。

3 款 6 項少子化対策事業費のうち本委員会所管分1,404万6,000円の主なものは、学校サポーターの報酬、子育て支援に係る備品購入費、ブックスタート 1・2・3（ワンツースリー）事業分でございます。

10款1項教育総務費2億8,933万円の主なものは、2目事務局費では人件費と児童生徒派遣費補助金、育英会補助金等、3目外国青年招致事業費では外国語指導助手給料でございます。

委員から、育英会について回収率や滞納対策について質問があり、当局からは、返還率は73%と低く、滞納者については督促や直接訪問している。平成30年までの財源は確保できることになるが、今後は人数の制限や保証人を増やすなども含め、対策を検討していきたいとの回答がありました。

2項小学校費2億5,572万4,000円の主なものは、1目学校管理費では小学校の管理運営費、2目教育振興費では教育用コンピューター等購入費でございます。

3項中学校費1億7,987万7,000円の主なものは、1目学校管理費では中学校の管理運営費、2目教育振興費では教材備品及び吹奏楽備品の購入費、3目学校整備事業費では天王中学校の耐震補強・大規模改修に伴う設計監理委託料と体育館コートライン改修工事費でございます。

4項幼児教育総務費9,704万8,000円の主なものは、職員の人件費と幼稚園の管理運営費でございます。

5項学校給食費9,923万2,000円は、小中学校の学校給食にかかわる経費でございます。

6項社会教育費1億9,026万8,000円の主なものは、1目社会教育総務費が職員の人件費と社会教育団体補助金、2目生涯学習推進費が印刷製本費、石川理紀之助翁検定委託料、3目公民館費が公民館及び分館の管理運営費、渋谷分館改修に係る工事費・設計監理委託料、4目文化財保護費が八郎潟漁撈用具収蔵庫改修工事及び標本再生事業費、5目図書館費が図書館の管理運営と図書購入費、6目国民文化祭費は平成26年度に行われる国民文化祭の準備にかかわる経費でございます。

7項保健体育費1億2,339万4,000円の主なものは、1目保健体育総務費が職員の人件費と市体育協会やスポーツ少年団への補助金、2目体育振興費では各種スポーツ大会の開催に係る経費、3目体育施設費では18施設の管理運営費、長沼球技場等3施設の改修工事費でございます。

委員から、前総務文教委員会から体育協会等の補助金について報告書が出されたが、その後の対応や財政援助団体に対する監査をする意向があるかとの質問があり、当局からは、この報告を受け事務改善等に努める所存であることと、監査委員からは財政援助団体の監査について実施する意向であるとの報告を受けており、その監査報告を基に対

処するとの回答がありました。

次に、12款公債費14億8,789万6,000円は、1目元金償還金12億7,889万6,000円、2目利子2億900万円です。前年度より6.6%の減となっています。

委員からは、予算のうち3点について賛成できない旨の討論がありました。内容は次のとおりでございます。

表彰式典の関係予算については、時期を適正に改める必要があるため予算計上に反対する。自治基本条例の啓発関係予算は、条例制定後に改めて計上すべきであるため予算計上に反対する。市役所庁舎整備事業費については、建設候補地は合併協定で示す昭和飯田川地区住民の利便性の範囲での説明も確認もされていないと。また、庁舎建設に当たっての全体像や概算事業費についても説明がなく、庁舎建設による負担事業への影響についての検討もされていない状況でありますので、予算計上に反対したい。なお、この庁舎建設については、東日本大震災の防災計画の後、秋田県においても今年末に防災対策の根幹となる震度予測が大きく改正されるので、このことを考慮して今回の用地取得は適正ではないと考え、また、予算計上に当たっての手続き等についても適切を欠くので反対するとの内容でありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ101万8,000円です。

歳入について、2款の繰入金は101万3,000円で、財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出については、1款1項総務管理費81万8,000円の主なものは、1目一般管理費では協議員の報酬等、2目財産管理費では人夫賃金等です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ62万1,000円です。

歳入について、2款繰入金は43万6,000円で、財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について、1款1項総務管理費42万1,000円の主なものは、1目一般管理費では協議員の報酬等、2目財産管理費では人夫賃金等でございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は77万7,000円でございます。

歳入について、2款の繰入金は51万1,000円で、財政調整基金繰入金を計上していません。

歳出については、1款1項総務管理費57万7,000円の主なものは、1目一般管理費では協議員の報酬等、2目財産管理費では人夫賃金等でございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第14号、（継続審査）「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書です。

本陳情は、国会でも審議中の内容であり、今後の動向を見て判断することが必要であるため、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

陳情第2号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書について。

本陳情は、現在の国の政策に反する内容で、待機児童解消のためには不採択すべきではというご意見がありましたが、しばらく検討も必要という意見により、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

次に、陳情第4号、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に求める陳情書。

本陳情は、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告ありました議案第5号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委

員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第5号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、議案第6号、潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第7号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例(案)について質疑

を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第8号、潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第18号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番(藤原典男) ページ9ページの予算について3点、賛成できない旨の発言が、

討論3点あったというふうなことなんですけれども、これに至る、賛成できない議員の方からのそれに至るまでの当局への質疑というのはどういうふうなものでしたか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 18番藤原幸雄総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 委員会では慎重審議をした結果でございますが、まず一つは、いわゆる表彰の内容やそのいわゆる時期について再検討したらどうかと。毎年実施する状況ではないのではないかというような、言ってみれば5年、10年という一つの刻みでやったらどうかということございまして。

これにつきましては、当局では、委員から表彰基準を明確にすべきだということございましてけれども、表彰条例や要綱に基づきまして適正に実施しているとの回答がありました。委員会では、これ以上も以下も審議はございませんでした。

2つ目は、2款1項6目企画振興費のうちの自治基本条例制定公布についてのこの予算でございました。このことについて、やはりいかなものかという意味のことございまして。

当局からは、自治基本条例の議会への提案については、2月8日の議会全員協議会において議会で検討を要するのでその進め方は議長へ一任することとなりましたと。その後議長、副議長から議会部分だけではなく全部の章を審議したいとの申し出があったと。そのことを市長に応ずることと致しまして・・・解説書が出た段階で改めて議会と協議することにしていきますと。したがって、予算計上については議会から申し入れが特になかったことから、当初予算に計上するものの、策定の経緯を踏まえて予算執行したということでの答弁でございました。

3つ目は、いわゆる市役所庁舎整備事業ですね、いわゆる2款1項17目のこの庁舎のいわゆる整備事業費の9,751万7,000円についてでございます。

当局からはいろいろ説明がございましたけれども、私のメモしたものを読み上げますが、新庁舎建設に当たっては新たなインフラ投資を極力避け、既存ストックを生かした効率的な事業展開をしまして、これを基本としています。昭和方向から候補地前を通過して鞍掛沼公園へ接続する市道について、将来的には鉄道横断の改良整備計画も検討する必要もあろうかと思いますが、予定地に隣接する道路では既に4車線になっておると。現在もそれなりの整備はされていると。この後は最小の経費で最大の効果、いわゆる費用対効果ですね、このことを十分考えながら仕上げるということございまして。

また、庁舎建設に伴う昭和飯田川地区の利便性については、これまで議会においても数多く協議していたところで、その一帯にあるわけございまして、これをもって予定地としたということございまして。

主なるいわゆる反対のところはこういうところございまして、これにまた庁舎建設に当たっての全体像や概算事業費についてもいろいろございまして。市役所庁舎建設の全体財源計画としましては、用地費を除く関連予定経費として31億円の事業費の内訳をはじめ、財源計画、敷地面積配分計画、庁舎建設スケジュールも含め、平成23年1月17日の私ども全員協議会へ資料で提出をしているということございまして。さらに平成23年7月頃の広報でもご紹介をされています。このように財政計画をはじめとする建設計画については議会の要請で何回も提示されていることで、市当局からも庁舎建設の予定予算案を提出前の全員協議会でも提示されているというふうに説明をいただいております。

以上の観点から、市当局とはいわゆるQ&Aで合わなかったということで反対をしたということございまして。

以上でございます。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） 今説明を受けましたけれども、十分にわかりました。どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） これ、議案第24号の24年度の潟上市の一般会計の中での質問しているですね。

○議長（千田正英） はい。

○8番（伊藤栄悦） 7ページの2款1項総務管理費というところの、いわゆる市庁舎、市役所庁舎用地取得費の計上についてちょっと伺います。

それで、ここでは調査費というか、この土地の広さに関してなんですけども、予定地の広さに関してちょっと伺いますが、この予定地の最初はこれは⑤のところの調査費ということで可決されまして、それを実測したと。実測した結果、4万5,303㎡ということになったと。最初の予定では3万9,000㎡であったけども4万5,303㎡に増えていたと。こういうふうなことから、多分、後ろの方に書かれているように実測の結果から面積等を配慮してこれを予定地にしたということですが、予定地の面積は、これは2万5,300

m²ですか、こういうふうになっております。ところが基本構想では、これは約1万6,000m²ということが適当であると。このことを考慮しながら、実は候補地選定委員会では6というものを、これを適当な規模であるということで最適格地ということでこれを提案しておりました。その最適格地が否決されましたので、否決されたときにそれに準ずるものとして⑤が提案された。⑤が提案されて、先ほど言ったようにこれが、調査費が認められて調査した結果、4万5,303m²であったということですが、その結果です、2万5,300m²というものが予定地として適当であるというふうにして考えて、今回の予算を提案しているということですが、なぜ1万6,000m²という基本構想の適当な広さ、これから2万5,300m²にこれが増やされたのかと。そうすると、これは相当の額が多くなっている。9,300m²というものがそれより多いので、それを鑑定士さんの鑑定によれば二千何百万ですか、その程度のものが予算として増えているということですが、その理由です、どうしてそういうふうな規模になっているのかということ、基本構想と比較してなぜそういうふうになったのか、それが予定地として一番いいという結果に至ったのか、そこをまず伺いたいと思います。

それから、もう一つは、実はこの今の2万5,300m²というものは、かつて一度、Cという候補地で調査費が否決された地域であります。そういうふうなことから考えても、これは本当に適格地であるかどうかということをしてどのような説明があつてそうなったかということをお願いします。

○議長（千田正英） 委員長の答弁は、委員会での審査の経過と結果についてでございます。どうぞ。18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 伊藤議員からかなり詳細にわたって質問をいただきましたが、今、伊藤議員からいわゆる質問あった内容については、今日まで市当局からほとんど答えられている範囲だと思います。

私から、当総務文教委員会でお答えをいただいたその範囲内でひとつご答弁をしたいと思います。

当局から、当初予算額は9,752万7,000円で、これはあくまでも新目だと。目は今までなかったけれども新しく設けたと。新庁舎建設事業に当たり、平成23年度事業で実施の庁舎建設候補地調査事業、これは用地調査と、あるいは土地鑑定評価、地質の調査の報告に基づいて得た結果でございます、候補地から今度予定地になったわけでございます。予定地になって、その予定地は言うまでもなく天王の棒沼台地内の2法人からでき

れば協力していただきたいという旨でございました。今、伊藤議員から言われました2万5,737.36㎡の用地の取得として、公有財産購入費ということで、また、庁舎基本設計を進めるため、いわゆる創造性や技術力、あるいは問題解決に優れた設計を選定でき、かつ設計者選定後も設計内容について協議可能な、いわゆるいつも伊藤議員が言っているプロポーザル方式で採用するというところでございました。そこで私ども委員と致しましてはこの説明で納得をしたということでございますので、ご理解ください。

○議長（千田正英） 8番。

○8番（伊藤栄悦） それで、今説明いただきましたので、そのことについてはわかりました。

それで、9,300㎡というものが、これが基本構想の予定面積と比べて多いわけなんですけども、これについて利用計画というんですか、プランというか、そういうふうなものはありませんでしょうか。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） その計画等々につきましては質疑応答はありませんでした。

ただ一言申しますが、これも委員会ではそういう質疑応答はなかったわけですが、伊藤議員もわかるように昔の土地は、私も土地若干持っておりまして、伸びがあるんですよ、これ絶対ですよ。笑っているけれども、戸田議員、一番わかるでしょう。だからね、これは市当局から前々から言ってありましたよ。ですからね、質疑の内容しか言わない・・・。

○議長（千田正英） 私見は。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 質疑はなかったということです。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 先ほど委員長の説明の中で、現在予定している用地が4車線に既に接しているという説明でありましたけれども、これは秋田天王線の4車線だと思うんですけども、ここに接した土地ということでありまして三角形のこの市の用地や個人の用地も購入予定になるのかなということでお聞きします。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） そこは違います。なお詳細に、その辺の詳細のところにつきましては委員会では質疑応答はありませんでした。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 委員長さん、どうも御苦労さんです。私から1点伺いたいと思います。

報告書の7ページの5行目の企画振興費の各種審議会等の委員報酬ということで、予算書においては34ページの企画振興費の1、報酬というところですか。その2行目のところですか。34ページです。行政改革推進委員会委員報酬36万円ということの中でお尋ねをさせていただきます。

この行政改革推進委員会は平成20年度より、委員長よろしいでしょうか、平成20年度より予算計上されております。12万6,000円。ずっと来まして、平成23年度、毎年度これ計上されておるわけですが、平成23年度が15万6,000円。このたび平成24年度が36万円となっております。この行政改革のいわゆる委員会は何名で構成されて、どの階層でこのメンバーがなされておるのかということと、このたびいわゆる昨年度より高額アップしたということはどのような計画に基づいて実施されるもの、委託されるものかということをお尋ねさせていただきます。

ということはですね、実は平成22年に潟上市の第2次の行政改革大綱というものが発表されまして、これは23ページにわたる潟上市の行政全般の改革事項でございます。私、このところで2点注目しておるところがございます。一つ目は、いろいろあるわけですが、いろいろこう実施されておる点がかかなりありましてね、よくやっていますなど、こう思っています。その中でいわゆる財源の削減目標、22年度から27年度までの間において削減目標が3億を超えた額、物件費においては22年から27年度までで2億を超えた額、2億5,000万ほどです。こうなっております。毎年度ローリング方式で見直しを実施を掛けていくということです。それからもう1点は、その中で給食委員会を、今の施設が各学校にあるわけですが、老朽化をしまして、この経費が大きいので民間委託を検討することが項目が入っています。こういうことからして、その委員会が行政サイドに毎年度協議をして、委託料の中で会議を重ねて協議をしたものが行政当局に報告されておるか。報告したものがいわゆる総務委員会に毎年度説明されておるものかというこの手順をひとつありましたらですね、あったらお尋ねということなんです、なければ後で伺いますので。

以上です。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 佐藤議員にお答えをします。

この6目のいわゆるこの中の行政改革推進委員会の委員報酬については、いわゆるQ & Aなかったんです。その下の下とといいますか、自治基本条例の推進委員会だとか、それから庁舎等利活用の検討委員会等については質疑応答ございましたけれども、残念ながらその中では私の不徳の致すところで質疑応答ございませんでした。ごめんなさい。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第14号、「社会補償と税の一体改革」の中止を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第2号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第4号、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。再開は15分から再開致します。

午前11時07分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。11番小林 悟社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） おはようございます。それでは、社会厚正常任委員会の報告を致します。

平成24年第1回定例会で社会厚生常任委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査年月日 平成24年3月9日、12日、13日

出席委員 中川光博、大谷貞廣、伊藤栄悦、西村 武、千田正英、小林 悟

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

書記 市民生活部 市民課 菊地 理さんをお願いしております。

審査の経過と結果についてご報告致します。

議案第4号 潟上市暴力団排除条例（案）について。

本案は、秋田県が暴力団排除条例を制定し、暴力団排除の取り組みを強化していることに鑑み、本市においても暴力団排除の気運を高めるとともに、暴力団排除に向け、市、市民及び事業者等が一体となった取り組みを推進するため、関係条例を制定するものです。

委員からは、行事等の屋台で暴力団員らしき人を見かけるが今後どのように対応していくのかと質問があり、本市を管轄する警察署へその該当性を照会し、警察と連携を図りながら対応してまいりますとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により策定する第5期潟上市介護保険事業計画に基づき、平成24年度からの介護保険料を定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

この条例の一部改正については、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画の実績を点検・評価し、高齢者人口の推移あるいは介護給付対象サービス見込量、それらを推計し、介護給付費・介護予防給付費の推計をして、平成24年度から26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画に基づいて介護保険料の見直しをするものであり、保険料の基準月額を第4期の4,700円から700円引き上げ5,400円とするものであります。

委員からは、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスは何年度から始める計画かとの質問があり、当局からは、平成26年度を目途としており、今後実施のための体制を整備していきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について。歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、障害者福祉費負担金780万9,000円の増と生活保護費負担金3,086万5,000円の減で、障がい福祉サービス増加によるものと生活保護費が見込みを下回ったことによるものです。

14款1項1目民生費県負担金の保険基盤安定負担金は384万5,000円の増で、交付決定によるものです。

14款2項3目衛生費県補助金773万7,000円の減額の主なものは、母体健康増進支援事業費補助金と子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金で、いずれも受診者数の減によるものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項2目障害者福祉費は2,015万円の増額で、障がい福祉サービスの増加によるものです。

3款3項2目扶助費4,115万4,000円の減額は、医療扶助費、介護扶助費が見込みを下回ったことによるものです。

4款1項4目成人保健費13節委託料の640万9,000円の減額は、各種がん検診と特定健診受診者数の減によるものです。

委員からは、検診受診者数を増やすことは医療費の抑制にもつながることなので、目標を設定し、重点的に取り組んでいただきたいとの要望がありました。

9款1項1目消防費の男鹿地区消防一部事務組合負担金は1,666万6,000円の増額で、人口割確定によるものです。

委員からは、人口が減っているのに男鹿地区消防一部事務組合負担金が増額になっているのかと質問があり、これは平成22年の国勢調査人口が確定したもので、男鹿市、潟上市の両市ともに人口は減少しているものの、負担金算定に使用する人口割の比率が潟上市で約36%から約38%に増加したため、その分が負担金の増額の要因であるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,988万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を38億9,476万1,000円とするものです。

歳出の主なものは2款保険給付費で、1月から11月までの医療費の実績と冬期間の増を見込んで療養給付費を増額したものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ448万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億4,672万5,000円とするものです。

主なものは負担金補助及び交付金で、保険料の賦課額減によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ479万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,804万6,000円とするものです。

歳出の主なものは介護サービス給付費の増額で、24年2月までの見込みによるものです。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、障害者福祉費負担金2億4,150万9,000円、生活保護費負担金6億2,474万6,000円、子ども手当負担金3億8,246万円です。

13款2項2目衛生費国庫補助金の主なものは循環型社会形成推進交付金2億42万1,000円で、そのうち2億10万7,000円はクリーンセンターの基幹改良整備事業の交付金です。

14款1項1目民生費県負担金の主なものは、障害者福祉費負担金1億970万4,000円と子ども手当負担金6,344万円です。

14款2項2目民生費県補助金の社会福祉費補助金のうち、福祉医療費補助金は1億

1,015万6,000円で補助率は2分の1です。この補助金は県で行っている医療費助成制度で、未就学児までの医療費を助成するものです。県の制度拡大にあわせた小学6年生までの拡大分と、市単独助成分については補正予算対応ということでこの中には含まれていないとの説明がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費は、前年度対比で143万5,000円の増額です。

委員からは、社会福祉協議会の人件費補助や事業についての質問があり、社会福祉協議会は、民間組織としての自主性を持つと同時に広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体として、事業活動の社会性・公共性が高い法人としての位置づけとなっているとの回答がありました。

3款1項2目障害者福祉費は、前年度対比で1,355万2,000円の増額です。主なものは、13節重度身体障害者訪問入浴サービス利用者の増と20節扶助費の介護給付費・訓練等給付費の増によるものです。

3款1項6目老人福祉費の負担金補助及び交付金について、公共集会施設検討委員会の管理体制の見直しにより「ことぶき荘維持管理費補助金」150万円が新規に補助されますが、これにより7節管理人賃金が減になります。

3款1項9目後期高齢者医療費は前年度対比で2,152万1,000円の増額です。療養給付費の増を見込み4億4,728万4,000円とするもので、負担金補助及び交付金が増となっております。

3款2項8目子ども手当費5億1,082万1,000円は、前年度対比で1億5,897万円の減額です。これは、制度改正による支給額の減少によるものです。

3款3項2目扶助費8億3,857万3,000円は、前年度対比で2,731万7,000円の減額です。対象者数は、402世帯591人です。

4款1項1目保健衛生総務費は前年度対比で513万6,000円の増額です。主なものは、健康づくり計画である「健康かたがみ21」の最終評価及び次期計画策定に関するものと地域自殺対策緊急強化事業費によるものです。

4款1項2目予防費は前年度対比で1,016万9,000円の減額です。出生数の減によるもので、各種予防接種委託料が主なものです。

4款1項4目成人保健費は前年度対比で28万5,000円の増額で、主なものは、特定健診と各種がん検診委託料です。

4款2項2目廃棄物対策費1億83万6,000円は、一般ごみ、資源ごみ、粗大ごみ収集委託料8,615万1,000円が主なものです。

4款2項3目クリーンセンター費6億5,525万1,000円は、クリーンセンターの維持管理の person 費と基幹改良整備工事4億5,864万円が主なものです。

委員からは、震災がれきの受け入れについて質問があり、基幹改良工事後の焼却性能を検証するとともに、周辺住民の意見が重要であることから、基幹改良工事の経過と合わせて検討していきますとの説明がありました。

9款1項1目消防費7億9,038万2,000円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業による防火水槽設置工事及び天王支団第4分団器具庫建築工事1,972万6,000円、湖東地区行政一部事務組合負担金2億5,941万3,000円、男鹿地区消防一部事務組合負担金4億5,716万円が主なものです。

9款1項2目災害対策費2,714万3,000円は、緊急情報メール配信システム導入委託料514万5,000円、防災行政無線・屋外子局設備設置工事870万2,000円、津波避難所看板設置工事295万円が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出の総額はそれぞれ37億2,107万4,000円で、前年度対比2,642万2,000円の増額となっております。

療養給付費の増を見込んでいるものですが、歳入歳出とも構成割合は23年度とほぼ変わりありません。

委員から、ジェネリック医薬品に変えると医療費を削減できるのではとの質問があり、当局からは、23年9月分の試算によると、すべてジェネリック医薬品に変えた場合、市の負担分は1カ月で約330万円節約が見込まれることから、今後もジェネリック医薬品についてPRをしていくとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について。

歳入歳出の総額はそれぞれ2億6,879万2,000円で、前年度対比2,082万4,000円の増額となっております。

主な理由は被保険者数の増で、後期高齢者医療広域連合に支払う負担金が増えたため

です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億5,963万3,000円で、前年度対比2億1,896万2,000円の増額となっております。

主な理由は介護給付費に関するもので、介護サービスの利用増加によるものです。

平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とする第5期介護保険事業計画により、介護保険料見直しによる1款1項1目介護保険料と介護給付費に対応する国・県・市の負担分等の予算を計上しております。

委員からは、前年対比で増加している理由について質問があり、当局からは、第4期計画の実績により、毎年介護給付費が増加しており、点検・評価し推計した結果、介護給付費総額28億100万円と見込み、予算計上したと回答がありました。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ763万4,000円です。

主なものは、介護予防サービス計画収入によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第12号、「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書について。

本陳情については、介護職員待遇改善の重要性は十分認識しており、介護の充実を図ることから、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第15号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情。

本陳情については、国でも議論しておりますが、財源について不明なものの、最低保障年金は必要と考えられます。今後の動向を見定める必要があるため、本件は全会一致で継続するものと決しました。

次に、陳情第16号、年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情について。

本陳情については、年金受給資格期間を10年に短縮することはよいことと考えられるが、加入期間による年金受給額とのバランスもあります。今後の動向を見定める必要があるため、本件は全会一致で継続するものと決しました。

次に、陳情第17号、無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める陳情。

本案件については陳情第15号・16号との関連性があることから、本件は全会一致で継

続審議するものと決しました。

次に、陳情第18号、0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情。

本陳情については、国でも議論しておりますが、今後の国の動向を見定める必要があるため、本件は全会一致で継続するものと決しました。

次に、陳情第5号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について。

本陳情については、陳情第18号と同じで国でも議論しておりますが、今後の動向を見定める必要があるため、本件は全会一致で継続するものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第4号、潟上市暴力団排除条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） この暴力団排除条例の件につきましては、私ども東湖八坂神社の祭典には露天商が約五、六十軒、八坂神社の境内に並びます。そういう前からもう決まってるものに対してはいかが取り扱うように、そういう話があったのでしょうか、なかったのでしょうか、その辺のところ。一般市民の方は祭典は露天商もいた方がいいなど、そういう話もありますし、また、確かにいろんな問題が、あるいは困るという人もおるでしょう。その辺のところありましたらひとつご見解をお聞かせください。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） お祭りというかそういうことに対して、屋台につきましては子供たちが大変喜ぶということもありますけれども、暴力団の温床になる可能性もあるということで、警察署の判断になるわけですが、警察署との連絡を図りながら進めていきたいということで話しております。

○議長（千田正英） 3番。

○3番（児玉春雄） それはここに書いてわかります。これは、こういうものがいざ来てから何だかんだといたって、これはできるものではございません。そういうことで、もう前からわかってるものに対してはどうでしょうかと、そういうことでお聞きしたのですが、いかがですか。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） いずれ今の話したことのとおりになるんですけども、

いずれにしる暴力団関係者が入るといことは大変なことですので、それはそれとして、きっちりお互いに監視しながらやってかなきゃならないと思ってますので、その辺はお互いの良識の判断で決めることとなると思います。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第4号、潟上市暴力団排除条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。5番。

○5番（菅原理恵子） この24時間対応ということで、現時点での在宅介護人数というのは審議あったのでしょうか。それとまた介護度によっての人数がわかればお願いします。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 24時間巡回介護サービスですか。これは26年度から始めることとなりますけれども、年15人を見ておるということでした。

○議長（千田正英） 再質疑ありますか。5番。

○5番（菅原理恵子） 年間15人ですか、月じゃなく。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） はい。

○5番（菅原理恵子） ああそうですか。わかりました。はい、ありがとうございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長どうも御苦労さまでした。

介護保険条例の一部を改正するというところで、大幅な値上げをされるということで15%ほどの値上げになるんですけれども、これが果たして他市町村、全県の中でどのくらいの位置に占められて、これが妥当性あるのかどうか、また、市当局からはその積算に

おける資料等について詳細に文書が私どもにあります。しかしながら、このアップについて一般会計から24年度の予算にも予算概要が全部載っておりますけれども、条例を先に通し、その後、本予算を通すというふうなことでしょうけれども、この辺のところについてどうでしたかということと、この値上げされた部分によって介護をしておるその業務に当たる方々の待遇改善は24年度からされるのかどうか、その辺の質疑がありましたらご報告いただきたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） この保険料が上がることについては大変いろんな意味で興味が、興味というか問題あるということで話ありました。これは4期には3年間の合計で74億円が使われております。それを勘案して5期については89億8,000万円の予定がされているということは話されております。その中で介護者が1割負担、残り、あと国・県・市町村で5割負担と、それから2号被保険者が29%、それから1号被保険者が21%負担ということで、こういうふうな計算をしていきますと5,400円にならざるを得ないという話をされております。潟上市におきましては、どうしても在宅というか施設に入る方が、施設もかなり多いということで施設に入る方も多いと。それから、いわゆる在宅介護もやっておりますけれども、そういう意味で給付する人間というか高齢者も増えてきていると、そういうことから5,400円に計算しなければならないのではないかとのお話はされてます。

この後も潟上市の中では24時間巡回サービス介護をしながら在宅をしていくということで、施設を余り使わないようにしていきながら抑制していきたいというような話をしております。

それから、職員の手当につきましては今回は質疑はありませんでした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委

員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 隣ですので、すぐ聞いてもわかるんですが、一番最後の方の3ペの下の方ですが、潟上市、男鹿市、大潟村とこう入っていると思うんで、パーセントが潟上が38%に増加したということですので、大潟村は何パーセントという説明があったかと思うんですが、そこをお聞きしたいです。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 大潟村というか、いわゆる人口割で潟上市が36から38%に増加した。これは人口が減ったとしても男鹿市の方がさらに減ってるということなのでパーセンテージが上がったということで、その分増えた、増加したということになりますけども、それでは各自治体というか大潟村とかどうとかっていう、こういう団体についての増加率については話されておられません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） 御苦労さまでした。

2ページの14款2項3目の衛生費の補助金ですけども、これ減額で、いずれも子宮頸がんのワクチンの受診者が減ったという内容ですけども、どのようにして、受診者というのは中学生あるいは高校生に枠、高校1年生まで枠を広げたことでしたけども、去年は。それで、どの程度受診者がパーセントに達しているか。そして、なぜこのような受診者が原因、減っていくものか、ここを質問されましたでしょうか、話されましたでしょうか、お願いします。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） この子宮頸がんのことにつきましては、昨年、大分遅れてから発車したと。ということは何か死亡事故があったみたいで、その分、何か遅れて発車したので、その分なかなかその金額に追いつかなかったという話はされています。そういうことで、いずれにしろその金額につきましては、最初の予定予算よりも減ったということは、その間の遅れが発生したのでその分減ったということになってお

ります。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。12番。

○12番（岡田 曙） ご答弁ありがとうございました。今、委員長さんが死亡されたっ
ていうんですけど、私は初めて聞きましたけども、これは県内ですか、それともどこで
亡くなられたんでしょうか、お願いします。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） そういう詳しいことは聞いておりませんでした。い
ずれしろ、そういう事故事例があったので慎重にやったということで話をされておしま
す。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第12号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第13号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第14号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。
質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 5ページの3款1項6目ですけども、ことぶき荘についてですが、
維持管理費の補助金が150万円で新規、そのかわりに7節の管理人賃金が減ったといわ
れることは、このことぶき荘を管理委託されたと解釈していいのでしょうか。その委託先
はどこという説明だったのでしょうか。全施設で、ことぶき荘何軒をこういう状態にした

のでしょうか。説明がありましたらお願い致します。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 前、管理者賃金というところでありますけど、これは3施設の確か・・・。

○議長（千田正英） 暫時休憩しますか、いいですか。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 暫時休憩をお願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

.....
午前11時55分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 天王、それから出戸、追分のことぶきの荘の3施設の管理人賃金でございまして、それはこの12施設に移るということなので、ということです。150万がみられたということで、そういう関係になっております。

○議長（千田正英） ほかに。再質問。

○10番（佐藤義久） 3施設、わかりましたけども、これは当該自治会とか老人クラブの関係、会とか、委託先といいますか、この150万円の受け取りといいますか、補助ですから受け取る場所があると思うんですけど、それについてお聞きしたいところです。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） この受け取りというと、このことが発生したということは話はされましたけれども、その中身についての質疑はされておられません。いずれ前の3施設、この天王、出戸、追分につきましては、天王はコミュニティ関係があると。それから、出戸につきましては学童保育関係があると、追分は、この後、改修、改修というか取り壊しになって、また新たな自治会館ができるということで、その3施設は賃金を見込むということで話されております。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） ありがとうございます。御苦労さまです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長、御苦労さんです。

クリーンセンターの長寿命化計画に基づいてこのような予算が計上されてるわけですが、合併特例債の活用をするという話し合いはあったのか。当局はどのように考えてこの循環型社会形成推進交付金で県と調整をされたのか、その経緯についてお話をいただきたいということと、合併特例債を活用した場合の将来にわたった負担が1億数千万円軽くなるはずですので、その辺の計算をされておったのか。単に今後予算が別計上されると、合併特例債の活用が別にあるというふうなことでこういうふうになったのか、その辺の話し合いがあったかどうかをお願いします。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） この辺も話し合いはありました。その中では、まず一つは、合併前後の施設を利用する構成団体が変わってないと。それから、施設改修と20%CO₂削減だけでは周辺環境の改善がないということなので、そういう意味において合併特例債は使われないのではないかと。それで県の担当課とも数回協議しましたが、それでも、そういう話をされたということで、いずれにしろ具体的な説明ができないということのアドバイスを受けたそうでもあります。環境アセス、データの収集がなかなかできないと、それから分析についてもお金もかかることだし、時間的には緊急性に、なかなかそういう時間的なものを考えますとできないのではないかとということでありまして、現在のところ合併特例債を申請する予定はないという話をされました。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 大変御苦労さんです。

一つだけ、扶助費が前年対比2,731万7,000円の減額で、対象者が402所帯591人ということで報告されておりますけれども、この生活保護の問題につきましては国の方でも重要な問題でありまして、高齢者の増加、あるいは雇用確保が難しいということで増えていると。そういう中で減額になったわけでありまして、大変喜ばしいことではありますが、この402所帯591人というのは増加したのか減少したのか、その辺もしご検討がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 実際、対象者については、前、伸び率が従来どおりあるということで考えましたけれども、潟上市で思ったより伸びがなかったということで、そのように減額になったということでありました。いずれその中身についての数につきましてはそういう説明はもらっておりません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第25号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第12号、「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第15号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり
継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第16号、年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり
継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第17号、無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第17号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第17号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第18号、0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第18号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第18号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第5号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに致しました。

昼食のため暫時休憩します。再開は1時30分から再開します。

午後12時06分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。14番藤原典男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（藤原典男） 平成24年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成24年3月9日、この日は現場視察でございました。

12日・13日・14日

2. 出席委員 鈴木斌次郎、澤井昭二郎、菅原久和、佐藤義久、岡田 曙、
佐藤 昇、藤原典男

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記 産業建設部 都市建設課 佐藤紀行

5. 審査の経過と結果

付託された議案についての現場視察

議案第10号関係 秋田市金足4地区

議案第24号関係 市道大久保小学校線、市道二田・追分線、大清水跨線橋、天王漁港

議案第36号関係 市道認定箇所

議案第10号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、秋田市金足4地区（岩瀬、堀内、浦山、高岡）を秋田市の給水区域に編入することに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、金足地区に係る水道施設売却による譲渡金約1億9,000万円の使用用途について質問があり、当局からは、今後できるだけ起債借入を少なくするため、工事費用等の一部に充てる予定であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について。

歳入について、14款2項5目農林水産業費県補助金493万3,000円の主なものは、重点品目産地づくり支援交付金で、転作大豆以外の地域振興作物に補助するものです。

歳出について、6款1項農業費の主なものは、4目農地費の3,989万7,000円で、県営土地改良事業に係る天塩地区、野村地区、音羽地区の事業費負担金です。

8 款 2 項道路橋梁費180万円の減額は、1 目道路維持費の除雪機械等購入費補助金で申請がなかったこと、2 目道路新設改良費の物件補償費で対象物件が発生しなかったことによるものです。

委員からは、除雪機械等購入費補助金を今後も継続するののかとの質問があり、当局からは、除雪作業の効率化を図るためには除雪機械の充実が欠かせないことから継続していくとの回答がありました。

8 款 4 項都市計画費の主なものは、2 目公園費の15節工事請負費における187万4,000 円の減額で、公園維持補修工事3 件分の請負差額によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,002万5,000円とするもので、農業集落排水事業の精算見込みによる減額が主なものです。

委員からは、豊川処理場の高度処理化後、公共下水道に接続替えするののかについて質問があり、当局からは、補助金適正化法の適用期間と公共下水道接続工事費の費用対効果等を今後検討するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,042万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,471万8,000円とするもので、下水道事業の補助分工事請負費の増額が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129万3,000円とするもので、主なものは財政調整基金への積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法の規定により、平成24年度潟上市一般会計から1億3,994万8,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、下水道事業推進のため、地方財政法の規定により、平成24年度潟上市一般会計から5億5,380万9,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法の規定により、平成24年度潟上市一般会計から378万3,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について、12款1項6目土木使用料7,912万3,000円の主なものは、市営住宅使用料6,907万3,000円です。

委員からは、住宅使用料の滞納額は経年により不納欠損処理としているのかとの質問があり、当局からは、入居者及び保証人が死亡若しくは居所不明による場合に不納欠損処理を行っているとの回答がありました。

13款2項4目土木費国庫補助金1億5,810万円の主なものは、社会資本整備総合交付金です。

14款2項4目労働費県補助金3,467万9,000円は、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金です。

19款3項1目貸付金元利収入9,325万5,000円の主なものは、中小企業振興融資預託金です。

歳出について、4款1項保健衛生費4億1,773万9,000円の主なものは、7目浄化槽普及費488万3,000円で合併処理浄化槽事業特別会計繰出金、及び8目水道事業費8,606万2,000円で水道事業会計繰出金によるものです。

5款1項労働諸費4,248万1,000円の主なものは、3目緊急雇用創出臨時対策基金事業費3,568万8,000円で、5事業により24名の新規雇用を見込んでいます。

6款1項農業費3億7,849万8,000円の主なものは、3目農業振興費4,320万8,000円で、あきたを元気に！農業夢プラン実現事業費補助金、潟上農業生産力向上事業費補助金、

戸別所得補償推進費補助金、及び4目農地費6,279万6,000円で県営土地改良事業負担金、並びに6目農業集落排水事業費1億3,994万8,000円で農業集落排水事業特別会計繰出金です。

6款2項林業費380万7,000円の主なものは、松くい虫防除対策事業委託料です。

6款3項水産業費は4,418万円の主なものは、漁港の機能保全に伴う天王漁港の防波堤工事です。

7款1項商工費2億1,780万9,000円の主なものは、1目商工振興費1億682万2,000円で商工会補助金、中小企業振興融資制度預託金、及び2目観光費9,666万9,000円で鞍掛沼公園3施設指定管理料、ブルームッセあきた関連3施設指定管理料、並びに3目地域活性化イベント事業費1,431万8,000円で天王グリーンランドまつり開催に係る各種委託料、物品借上料です。

委員からは、中小企業振興融資制度預託金の利用実績について質問があり、当局から、平成24年1月末現在で6件、1,270万円の借入れがあるとの回答がありました。

8款2項道路橋梁費4億9,990万8,000円の主なものは、1目道路維持費1億6,379万8,000円で除雪委託料、側溝等清掃委託料・道路維持補修工事、及び2目道路新設改良費3億3,611万円で社会資本整備総合交付金による道路改良工事及び調査設計等委託料並びに大清水下谷地線跨線橋上部工事等に係るJRへの改良工事負担金によるものです。

8款4項都市計画費6億8,594万1,000円の主なものは、2目公園費9,423万4,000円で各公園等の維持管理費で施設保守管理委託料、及び3目公共下水道費5億5,380万9,000円で下水道事業特別会計繰出金によるものです。

委員からは、公園遊具の蟻害による怪我人を想定し賠償保険を掛けているのかとの質問があり、当局からは、市全体の総合賠償保険で対応しているとの回答がありました。

8款5項住宅費6,278万9,000円の主なものは、1目建築住宅総務費4,080万円で住宅リフォーム補助金、及び2目住宅管理費2,198万9,000円で市営住宅の修繕料及び維持補修工事によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ1億6,240万5,000円です。

歳入について、主なものは1款1項農業集落排水施設使用料は1,446万4,000円、4款1項一般会計繰入金は1億3,994万8,000円、7款1項下水道債は530万円で資本費平準

化債です。

歳出について、主なものは1款1項総務費は426万2,000円で、施設の保守管理委託料と修繕料です。2項湖岸地区排水施設費は1,530万2,000円、3項羽立地区排水施設費1,263万3,000円、4項豊川地区排水施設費1,424万5,000円です。

委員からは、湖岸処理場と羽立処理場について下水道接続後どのようにするのかについて質問があり、当局からは、湖岸地区処理場は地域の防災備品保管庫として、羽立地区処理場は公共下水道への流入汚水量の流量調整を図るため、中継ポンプ施設として活用するとの回答がありました。

2款1項公債費は1億1,566万3,000円で、償還元金と利子です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億5,669万8,000円です。

歳入について、主なものは1款1項下水道使用料は3億8,393万5,000円、4款1項国庫補助金は2,752万5,000円、5款1項一般会計繰入金は5億5,380万9,000円、8款1項下水道債は1億6,120万円です。

歳出について、主なものは1款1項総務費は2億7,905万2,000円で、職員人件費、流域下水道事業負担金、流域下水道維持管理負担金です。2項事業費6,509万7,000円で、公共下水道事業費と特定環境保全公共下水道事業費です。

2款1項公債費は8億1,154万9,000円で、償還元金と利子です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ667万6,000円です。

歳入について、主なものは1款1項合併処理浄化槽施設使用料の278万8,000円と4款1項一般会計繰入金の378万3,000円です。

歳出について、主なものは1款2項合併処理浄化槽施設費は475万4,000円で、施設の保守管理委託料です。

2款1項公債費は174万9,000円で、償還元金と利子です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ38万3,000円です。

歳入について、主なものは1款4項繰越金が37万3,000円です。

歳出について、主なものは1款1項総務管理費は33万3,000円で、管理委員報酬、湖東森林組合賦課金、人夫賃金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成24年度潟上市水道事業会計予算（案）について。

収益的収入、1款1項営業収益は5億6,190万5,000円で、主に水道料金です。

2項営業外収益3,170万3,000円で、一般会計補助金、水道加入金が主なものです。

収益的支出、1款1項営業費用は4億1,964万円で、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費が主なものです。

2項営業外費用は1億385万2,000円で、企業債利息償還金、消費税、繰延勘定償却費によるものです。

資本的収入、1款1項企業債は6億円で、主なものは新迫分浄水場等施設整備配水設備新設工事に伴う事業債です。

4項補助金は3,353万2,000円で、牛坂地区配水施設整備工事補助金と大崎地区実施設計業務委託補助金です。

資本的支出、1款1項建設改良費は8億4,495万1,000円で、1目取水設備費は1,346万5,000円で取水井戸更新工事分です。2目浄水設備費は6億1,074万円で、新迫分浄水場等施設整備新設工事と鶴沼台浄水場監視・自動制御装置更新工事分です。3目配水設備費は2億1,716万9,000円で、主なものは新迫分配水設備新設工事、牛坂地区配水施設整備工事分です。5目用地費は341万4,000円で、大崎配水施設用地買収費と物件補償費が主なものです。2項企業債償還金は1億6,662万8,000円です。3項開発費は1,214万円で管路台帳更新業務委託です。

委員からは、現在の迫分浄水場を廃止するのかと質問があり、当局からは、現在の迫分浄水場は施設の老朽化や狭隘な敷地面積を新たに広げることができないので、出戸地区に新迫分浄水場を建設する計画となりましたが、現在の迫分浄水場は廃止することではなく、次期計画で検討したいと考えているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、市道路線の認定及び変更について。

本案は、開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、路線を認定するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

請願第1号、T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める請願について。

本件は、政府がT P P関係各国と協議を行っていることに対し、関税・非関税障壁の撤廃により農業、医療分野等が受ける影響を考え、請願書のとおり願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第19号、（平成23年受付）要望書（馬踏川、飯塚排水路一帯の堆積した土砂の採取について）。

本件は、馬踏川、飯塚排水路一帯に堆積した土砂により河川を利用する漁民が不便と危険にさらされているというもので、当局では平成24年1月20日に県へ掘削の要望をしていることもあり、本陳情については全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書について。

本件は、全国一律最低賃金制度の確立に向けた地域間格差を縮小させるための施策、また、最低賃金の引き上げに当たっては中小零細企業の経営支援策と生活支援策を十分に講じることが必要であるため、陳情書のとおり願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告ありました議案第10号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長、質問致しますので宜しくお願い申し上げます。

まず、1億9,000万円で譲渡したこの施設の入金はいつ頃になって、会計処理上はどのような形で処理されていくのか。24年度の会計に影響を与えているかどうか、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

なお、先の23年度の9月定例会において上水道事業における水道料金の引き上げ等がありまして、その部分について一般市民はこの部分についての兼ね合いがなくて、本来であればこういうふうな譲渡益が出るんだというふうなことであれば、資産の売却によるわけですから当然バランスが変わりますので、当然、水道会計の歳入に計上して平準化をしていくんだというふうな考えはなかったものかどうか。どうも先に料金の引き上

げがあって、後でこういうふうな1億9,000万円の譲渡益が出るので、それは施設の工事費やそれらもろもろの費用に充てていくということは少し先の見えないやり方であったのではないかというふうに思うわけです。

なお、飯塚地域における井川からの金銭譲渡についても、当然この部分について兼ね合いがあるわけですから、それらについての話し合いがどういうふうにあったのか、当局からどのような説明があったか宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○産業建設常任委員長（藤原典男） まず、入金はいつかというふうなことですけれども、これについてはまだわからないと。相手もいることですしね、そういうことです。

それから、会計処理はどうかというふうなことですけれども、借り方で1億9,330万5,000円が現金預金に入り、貸し方では消費税5%分と有形固定資産の帳簿残高となりますが、その差額分としては固定資産売却益となりますというふうな当局の回答でございました。

それから、料金に会計に伴うことについては、特別の質疑はございませんでした。

それから、飯塚関係の井川からのお話し合いについての質疑はありました。これ、本題にかかわるものではないですけれども、結論から言えば、将来的には潟上市で飯田川の飯塚の分をやった方がいいんじゃないというふうなことですけれども、今のいろいろなまだ施設通ってないところがあるので、その後で計画的に検討していくというふうな当局の回答でございました。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第10号、潟上市水道事業の設置等

に関する条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番小林 悟議員。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 委員長どうも御苦労さまでした。

14款2項5目のところに重点項目産地づくり支援交付金ということでありますけれども、この交付金がもたらされる支援者というのは何人おられて、転作大豆以外ということが書かれてますけれども、転作大豆以外はどういう品目を対象にしているのか教えてもらえればありがたいです。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 小林議員にお答え致します。

重点品目づくりの交付金の対象と、それから栽培戸数、これについては当局から詳細な説明がありました。ちょっと長くなりますけれども、いいですか。

まず、枝豆が24名、小梨が13名、キャベツが3名、ほうれん草が3名、そら豆が1名、かぼちゃが5名、オクラが2名、トマトが1名、イチジクが19名、一般野菜33名、その他15名ということ、それからあと花卉が11名、景観作物が26名、えん麦が3名、たばこ1名、それから、天王地区はその他の野菜ということと、たばこというふうなことがあります。いいですか、あとはよろしいですか。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第15号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第16号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第17号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）

について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第21号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第22号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第23号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 委員長にお伺いします。

豊川財産区特別会計の件ですが、財産区会計4会計ぐらいあるんですが、豊川の財産区会計は産業建設委員会の所管ということのようであります。今回の予算は38万ぐらい

の小さいものでございますが、豊川の財産区が産業建設委員会の所管になったということは、多分、林業を主体とした施業管理というふうな特別な仕事があるというふうなことだろうと思います。したがって、ここにはその内容についてはほとんど、いわゆる施業計画はないわけですが、主伐、間伐等についての計画が本当にはないものか。実際、23年度では約10町歩ぐらいで広葉樹林に切り替える伐採もしておりますので、そういうふうないわゆる施業上の仕事が一切ないものかどうか、ちょっとそういうことが委員会でお話にならなかったかどうか、その点を教えてください。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 佐々木議員にお答えします。

当局からはこの問題については説明がありました。しかし今おっしゃられたような観点からは質疑はありませんでしたけれども、ただ、豊川財産区の中での山林面積と湖東森林組合との関係はどうなっているかと。それからあと、森林が荒廃しているので潟上市と井川町との管理はどうなっているのかと、そういうふうなことがありました。つけ加えて言いますと、平成22年、23年度において県事業で路網整備事業を行っており、幅員4メートル、延長4,300メートル程度整備しておりますというふうな質疑があったことをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 実際は財産区の合併前にやはり経費節減ということで、議会制度を廃止して管理委員会ということになってます。その管理委員会にはやはり予算、決算については多分説明していると思いますけれども、よく我々のその管理委員の仕事は何なのかということでよく聞かれますが、いずれ具体的な、今言ったようなことで、そうしたいわゆる山林経営、大体、全部貸付料合わせますと280町歩ぐらいですから、かなりの今、山林経営は大変ですが施業管理という部分がありますので、そういう部分については、やはり木は成長しますし、いろいろと手をかけないと立派な木にならないというふうなことがあります。そういうふうなことで、管理委員会の仕事というのはどういうふうなことでやっていますでしょうか。わかりますものですか。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 佐々木議員にお答え致します。

管理委員会の仕事はというふうなことよりも、当局からの、委員からの質問に対して

当局が答えた中身を、ちょっと関連しますのでそこをちょっとご紹介しますと、当局では、財産区では定期的の間伐を行っています。しかし、林業全般では山ビル等が生息している地区では山へ入れないこと、従事者の高齢化、さらには間伐しても採算が合わないことが荒廃の要因となっています。豊川財産区については管理委員会がありますので協議していきますということで、全体的にちゃんと管理されているというふうな答弁でございました。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成24年度湯上市水道事業会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 委員長さんにひとつ宜しくご指導の方お願い致します。ちょっとわからない点がありますので。

今、収益的収入、収益的支出ということで述べておりますが、まず私の質問の第1点は、資本的収入の中で（2）の出資金というものがあります。その場合、1の負担区分に基づく出資金477万3,000円、2つ目の負担区分に基づかない出資金5,289万2,000円というふうなことであります。それから、収益的収支の中で（2）の2の他会計補助金ということで1,132万7,000円というふうなことで、言ってみれば上水道の特別会計が外部へ依存して入ってくる金が今申し上げましたようにあるわけですが、これはそれぞれどういう趣旨のお金でしょうか、その辺説明願います。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） その点については質疑ありませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 9ページの中くらいに、委員からは現在の追分浄水場を廃止するのかの質問に対して、廃止はしないと。次期計画で検討していきたいというふうな考えが述べられておりますけれども、先ほどもその飯塚地区をどうするんだというふうなお話をお聞きしたかったんですが、そのことについてこの次期計画で検討したいということのお話があったのかどうか、その点1点お願い申し上げます。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 戸田議員にお答えします。

もう少し経過を見ながら決めていくと、すぐ廃止するというふうなことではないということ、そういうふうな答弁でございました。

以上です。

○議長（千田正英） 再質問、戸田議員。

○9番（戸田俊樹） 今産業建設常任委員会での質疑はそのくらいということですが、先の産業建設常任委員会では新迫分浄水場の用地も購入し、相当の予算で工事を2年間にわたって進めるということで、当然この迫分浄水場は廃止するというふうに私ども聞き及んでおったわけですが、ここになって痛ましいかな、もう一回使おうかなというふうなそんな考えではですね、少し先の見えない水道事業ではないかというふうに思うわけで、当局の説明がなければなくて、次の6月定例会等々において十分なる質疑をお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） ただいまの内容について当局はどのように答えているのかということでご説明致します。

当局では、現在の迫分浄水場は施設の老朽化が激しく、さらに秋田市からの分水を解消するため、取水量及び送水量を増加する必要があることから、浄水敷地面積を含めて現在の施設規模では小さいので、出戸地区に新迫分浄水場を建設する計画になりましたが、現在の迫分浄水場はすぐに廃止することではなく、次期計画で検討したいというふうな考え方というふうなことで述べられております。これが回答でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第36号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第36号、市道路線の認定及び変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める請願の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第19号（平成23年受付）、要望書（馬踏川、飯塚排水路一帯の堆積した土砂の採取について）の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第19号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第19号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これで各常任委員会の報告を終わりました。

これより平成23年度各会計補正予算(案)及び平成24年度各会計予算(案)について、順次、討論、採決を行います。

最初に、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第11号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)については、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第12号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第13号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第14号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第15号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)について討論、採決をします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第16号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第17号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり

り可決されました。

次に、議案第18号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について討論、採決をします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第18号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、総務文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第19号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、総務文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第20号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、総務文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）については、各常任委員長の報告は可決であります。1番中川議員ほか7人の議員からお手元に配付しました修正の動議が提出しております。したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。1番中川議員。

○1番（中川光博） それでは、議案第24号に対する修正動議を提案致します。

お手元に資料あると思いますが、平成24年3月21日、潟上市議会議長千田正英殿。潟上市議会議員、発議者、中川光博。発議者、伊藤栄悦。賛成者、戸田俊樹。賛成者、小林 悟。賛成者、鈴木斌次郎。賛成者、菅原久和。賛成者、佐々木嘉一。賛成者、佐藤義久。

議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

お聞きください。

議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算に対する修正案。

議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「134億3,900万円」を「133億4,147万3,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

簡単に説明してまいります。17款繰入金2項基金繰入金1,708万6,000円。18款繰越金1項繰越金1億5,247万3,000円。歳入の合計133億4,147万3,000円。

歳出、2款総務費1項総務管理費13億1,520万9,000円。歳出合計133億4,147万3,000円。

次のページをお聞きください。

平成24年度潟上市一般会計予算修正に関する説明書。

歳入歳出予算事項別明細書。

1、総括。歳入、17款繰入金、本年度予算4,184万2,000円。18款繰越金、本年度予算1億5,247万3,000円。歳入合計133億4,147万3,000円。

歳出、2款総務費、本年度予算額15億6,834万3,000円。歳出の合計133億4,147万3,000円でございます。

財源の内訳につきましては、ここに記入しているとおりでございます。

次のページをお開きください。

歳入ですけれども、17款繰入金2項基金繰入金の修正について説明申し上げます。

1目基金繰入金、本年度1,708万6,000円。合計1,708万6,000円。18款繰越金、1繰越金1億5,247万3,000円とするものであります。

同じく歳出につきましては、2款総務費1項総務管理費17目市役所庁舎整備事業費、本年度ゼロ円。節、ご覧のとおり8報償費ゼロ円。需用費ゼロ円。委託費ゼロ円。17節公有財産購入費ゼロ円とするものであります。合計、本年度13億1,520万9,000円とするものであります。

今も説明しましたように歳入歳出とも9,752万7,000円を減額するものであります。

修正動議の提案理由を簡単に申し述べます。

千年に一度の昨年3月11日の東日本大震災を目の当たりにし、私は3月11日以前と以後とでは状況が一変したのではないのかなと考えております。従来の思考や行動の見直しを迫られたのではなかったのかと考えております。

同じく、震災地ではありませんけれども潟上市においてもこのことから逃れることはできないのではないのでしょうか。まちづくりの正に原点が問われているのです。

さて、まちづくりの原点とは何でしょうか。言うまでもなく、市民の生命の安全・安心がしっかりと確保保障されることこそが、そのスタートです。そういうふうと考えております。

想像を絶する被害をもたらしたマグニチュード9.0の東日本大震災を機に、秋田県では昨年の4月、地震被害想定検討委員会を設置しました。この日本が置かれている状況、奇しくも秋田県が置かれている状況は、ユーラシアプレートと北米プレートが接する幅数百キロの、いわばサハリンから新潟沖へとつながる日本海東縁変動帯での、いわばそういうふうと呼ばれる断層での日本海中部地震海域。2つ目は、秋田県、山形県沖海域。そして3つ目は、新潟県北部沖海域の3つの地震の連動を想定したマグニチュード8.7の地震における津波被害を検証し、秋田県は12月までに津波被害想定を発表することとしております。これ12月ですので、津波被害の規模がいかほどになるのか現時点では全くわかりません。

しかしながら、別の見方をするならば、私たちが今、庁舎建設予定地としている標高6.5メートルから7.9メートルの位置がこのマグニチュード8.7の地震津波からの浸水に耐えられるのかどうか、このことが大きく問われると考えております。ご承知のとおり、この場所は海岸までの距離はわずか1キロ前後であり、小さな沢沿いにうねりが増幅した場合、いともたやすく我々が目にしている10メートルの松林を超えてくることが予想されます。建設予定地そのものも大変な危険な箇所になるということになります。

私はさらに心配しているのは、それにも増して、私たち潟上市民の居住地の多くは海拔10メートルには達しません。まさに日本海のへり部分に居住しているというのが現実です。ほかの自治体とはかなり立地条件が異なるのであります。船越水道に特にこの江川地区、天王地区、湖岸地区などは、まさに船越水道にすぐ隣接する場所です。

私は3月の14日、この委員会のメンバーであります秋田大学大学院の松富教授にお尋ねをし、お話を伺ってきました。松富教授も、津波の浸水域は船越水道から進入することを既に想定をされております。もしもこの地区が東日本大震災級の大きな津波被害が想定された場合、この庁舎建設予定地はもとより、潟上市の多くの地域が震災に見舞われてしまいます。この場合、避難タワーの建設等を中心とした防災計画の相当な変更を余儀なくされるのではないのでしょうか。

私は、まずはこの12月の秋田県がデータを出す被害想定を検証結果が発表されるまで、市役所庁舎整備計画を一時凍結すべきだと考えております。私は庁舎建設を否定するものではありません。ご承知のとおり、合併特例債も5年延期し32年度までとなりました。これを逆に好機ととらえ、このことを潟上市は好機ととらえ、しっかりと防災計画に向かうべきではないのでしょうか。この12月、秋田県からデータの発表が出た後にしっかりとした全体の防災計画の見直しをすべきではないのでしょうか。市民の生命の安全を第一に考え、避難タワーの建設等や、あるいはライフラインの見直し、さらには交通機能の見直し等図るべきだと考えております。

以上のその防災上の観点から、今回の市役所庁舎建設整備事業の予算減額修正を提案するものであります。

簡単ですけれども提案理由を申し述べました。以上でございます。

○議長（千田正英） これから修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 私は、質疑でございますが議会運営について一言申し上げます。

ただいま1番中川光博議員から修正動議が出されましたけども、これは自治法115条の2というふうなことでありますけれども、いわゆる予算の減額というのは地方自治法では規制されたのはございません。これはやはり115条の2で決まっている、いわゆる議案の修正という形で決まっているわけですが、いわゆる予算を増額するといった場合は、議員の立場の方から97条の2項にそれがあります。その場合に、これは長と議会と協議をすると、いわゆる調整するといった方がいいですね、条文ではそういうふうになっています。そして、どうするかというふうなことをいわゆる話し合いをするというふうなことが増額の趣旨でございます。これは自治省の行政局長の行政通知でございます。

私は、今、中川議員は建築はやぶさかでないというふうなことを申し上げました。それから今、特例債のことについてはちょっと違ったことございまして、これは現在、衆議院の総務委員会で今審議中ございまして、どうなるかはっきりわかりません。6月21日までの会期でございますので、その中でいろいろ検討されると思いますけれども、ただ延びるだろうという情報だけでございまして、それは定かでないわけございまして、審議未了になるかもしれませんし、いわゆる震災地区だけになるかもしれません。これからどうなるかというのははっきりしませんので、それは未確定なことございまして、私は今申し上げたいのは97条の2項を準用しながら、議長が議場にお諮りしまして市長と当局といわゆる発議者2名の方々とこのことについて話し合いしていただければ、これは議員同士でもって採決すると、いわゆる足りなければならぬけれども津波の関係でもってちょっと待ったというふうなことでは非常に私は残念だというふうに思いますので、その協議をお諮り願えれば大変幸いだと、議事運営について申し上げた次第であります。

- 議長（千田正英） ただいま4番藤原幸作議員より議事運営について、減額補正に対しては余り好ましくないと、修正するのが、ということで皆さんにお諮りしますけども、議運を開催したいと思いますけれども、皆さんで、皆さんにお諮りします。

暫時休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時47分 再開

- 議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

休憩中に協議をしましたが、このまま会議を続行します。

質疑ありませんか。15番。

○15番（西村 武） 中川議員からの修正案が出されておりました、この17目新庁舎整備費、これについて、まずこの庁舎用地というのは市民代表による候補選定委員会で6番と5番というようなことをお示しをなされております。これについて当局では議会に、そしてまた全員協議会でも再三説明しておりました。先ほども申されましたように、そういう中で去年の去る3月11日、東日本大震災が発生致しまして、そのことも当然この選定委員会の中でお話をされたらと、こういうふうに関心されております。そしてまた議論の中でも、この千年に一回あるかないかのこの大地震に今の建設地が対応できるものかというような質疑も再三なされております。そういう中で、当局ではこの3月11日の東日本大震災、この津波にも対応できるようになっていると、こういう説明をいただいております。私どもはそのように確信をしております。また、ゲリラ豪雨に対してもどうなのかというようなことで、これなどにもきちっと対応できると、こういう説明もいただいております。

また、中川議員は一般質問でもこのことについても確認をしておりますけれども、当局ではそれにも対応できると、こういうような答弁をしておりますので、私はやはり当局を信頼すべきであると思います。

以上の観点から、私は中川議員にその辺のところをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 1番中川議員。

○1番（中川光博） 今、西村先生のご質問、よく承りました。まさにそのとおりで、私もそのところが心配で、本当に心配してこういう提案をさせていただきました。

実は秋田大学の方にも足を運び、この委員会の先生にもお会いしてきて、いろいろ具体的な話を二人でさせていただきましたけれども、当然、12月に秋田県がデータを発表するということですので、秋田大学の委員会の中では11月中にしっかりまとめると、こういうお話がありました。

また、2つ目のお話で、この委員会の皆さんというのは秋田県全体の被害想定を出すわけですので、その潟上市に特定した検討というのは今現在されていないかと思っておりますけれども、私も率直な話、今、潟上市では庁舎の建設が進んでいるんだよと。津波、そういう委員会の被害想定のあるので率直にお尋ねしたと、こういうお話をしたとこ

ろ、いや、実は・・・。

○議長（千田正英） ちょっと中川議員、ちょっとすみませんけども、15番さんが今質問してましたけども、それに対しては、15番さんの質問は津波、当局に対して十分に津波に対応していくということを信頼できませんかというふうな、そういうふうな今答弁したけども。

○1番（中川光博） はい、議長、わかりました。

○議長（千田正英） その辺も含めて答弁してください。

○1番（中川光博） これは当局の提案を信頼するとか信頼しないとかという範疇ではなくて、まさに市民の生命が守られるのか守られないのかという大変やはりきわどい選択のところにあるのではないかなと、こういうふうにご考えております。そういう意味で提案をさせていただいてますので、これ当局を信頼しないわけでは全くありません。これはお互いにしっかりいい政策を作っていくというのは当たり前のことですので、その点はそのとおりだと思いますけれども、今言った観点から考えるとこの修正提案をさせていただいたと、こういうことです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。15番。

○15番（西村 武） 中川議員の言うことと私の言うことは、もうこれは絶対かみ合わないと思いますけれども、まず当局だって市民全体のことを考えてこれは一生一大の大事業を計画しているので、私はやはり当局を信頼すべきと考えますので、これに対して。それで、これ以上は幾ら質問しても恐らくかみ合わないのでこれでやめますけれども、そういうことでございます。修正案に対しましては反対しますということです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 先ほど中川議員の話いろいろ聞きましたけれども、間違っているものはやはり訂正してもらいたいということです。というのは、合併特例債、まだ5年間延長というふうなことは条例的には、法律的には決まってないので、それは決まっているというふうなことで前提にしてこうお話するとやはりうまくないし、そこは訂正してもらいたい、そういうふうなことが一つ、どうですか。そして、何を根拠にしてそこをお話したのかというふうなことが一つ。

それから、ここの秋田県が出すまで待った方がいいというふうなことをおっしゃっておりますけれども、市当局はこの庁舎建設、その場所がどういうふうな場所なのかということをいろいろ秋田県が出す前に国交省に行って、地形の問題からいろんな問題から

国交省と相談して、それで国交省がいいというふうなことです。ですから、秋田県の結果より前倒していろいろなことをやっているんですけども、それについては国交省の見解というのははっきり聞いたことがありますか。当局ではお話してはいますが、それについてはどう思いますか。

○議長（千田正英） 1 番。

○1 番（中川光博） 2 つ質問があったやに思います。

1 つは、合併特例債がその5年継続なるという根拠は何かということですが、私の立場から言うと閣議決定がされてると。2 つ目は、秋田県の総合政策課の市町村課に確認したところ、平成32年度まで延期になりますと、こういうお答えをいただいたので、その範疇でお話させていただきました。

2 つ目の質問ですが、多分勘違いされてるとは思いますけれども、国交省ではなくて内閣府のデータだと思いますけれども、これは市の海岸線に2つの森があって、87メートルから220メートルの松林があるので減水効果はかなり図れると、こういうお話かと思しますので、それは理解しています。

○議長（千田正英） 14番。

○1 4 番（藤原典男） 国交省といたしましたが、私、訂正します。農林省の林野庁ということで。

今、そのお話は認めますというふうなことを今お話しましたか。確認ですが、だとならばね、わざわざ秋田県のものが出てからというふうなことにならなくてもいいんじゃないかな、そういうふうに思いますけれども、どうでしょう。

○議長（千田正英） 1 番。

○1 番（中川光博） この我々のその海岸線にある2つの森、その幅が87メートルから220メートルあるので、かなりの津波の減水効果が図れると、こういうお話ですが、これは当然、市の説明で聞いております。ただ私がさっき簡単に説明しましたとおり、私の情報の範囲では、やはり一重に海岸線といたしても小さな何と申しますか、沢っていいですかね、小さな沢沿いにうねりが、波がどんどん増幅されてくると、こういうお話も伺っていますので、市の説明でいただいたお話と私が自分で確認した話等々含めると、両方を加味してこういう修正提案に至ったということです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○1 7 番（堀井克見） 先ほど中川議員から秋田大学の教授とお会いしていろいろお話を

伺ったということでありました。私もちょっとした縁で今あなたがおっしゃるその松富教授、ちょっと付き合いというか承知してまして、この先生は、私の知るところでは確かに津波のね、津波のメカニズムの権威であります。いわゆる専門家であります。しかしながら、地震にかけてはまた違う分野なんですよね。いわゆる従来議論されてきてますけれども津波、マグニチュード、震度幾ら、これと津波の発生というのは、ややもすると同一に受け止めやすいわけですが違うんですよね。先ほどあなたはプレートの話もしました。ですから、いわゆるこのあなたのおっしゃる松富教授、先生というのは津波の権威なことは私ども承知してまして、また、先ほどお話ありましたけれども秋田県、あるいはまた男鹿市の防災アドバイザーとして今回の防災対策にもいろいろアドバイスをしています。そしてまた、今おっしゃいましたこの10月、11月に秋田県の指針が出るですね、それに向けて今研究をされてると、チームを持って。これは承知してます。したがって、私はやはりこの地震ということと津波ということは、同じ専門性があってもこれは違いますので、それをこの大学の教授の先生というのは偉い方ですけども、一人の方の見解といいますか、それをもとにしてまさしく今議案として提案されてるこのものを、それだけの根拠でもってさらにまたこの秋以降まで引き伸ばすということは私はいかななものかなというふうに思いますので、その論に至るとするならば、津波、そしてまた地震、両方のまさしく専門家からしっかりとデータをいただきながらお互いに議論ということに至らないと、片手落ちではないかなと私はそうと思いますが、その点いかがですか。

○議長（千田正英） 1 番。

○1 番（中川光博） おっしゃるとおりだと私も考えております。今回のこの秋田県地震被害想定調査検討委員会のメンバーは12人おりまして、8名が秋田大学、そのほか地方気象台、河川国土交通事務所、秋田県建設交通部、秋田県総務部、こういう合計12名のメンバーですが、今ご指摘あったように私の知見でも松富先生というのは津波の大家でありますけれども、地震の、大家というと大変失礼ですが、地震の専門官ではないかなということも伺っております。この日本海からざっと新潟、福井までの海底の地層の最も詳しい分野は東京大学地震研究所の佐藤比呂志先生という方がその分野の第一人者ということですがけれども、私たちが今まさに資料として頂戴しているこの秋田県の委員会、これは大変重い責任を持ってこの評価を進めますので、当然、11月まである程度データをアウトプットするということですので、この地震がどこに起きるかということによっ

て津波が発生するということですので、津波の大前提の地震がどこの海域でどこの場所でどこの深さで起きるかというのは、これはもう最も重要な今まさにご指摘いただいたようなことだと思えます。

松富先生とお話してる中で、はっきりお話しはしていただけていませんでしたけれども、地震の想定はほぼ終わったと、こういうふうなお話をしていました。ですので、それがどういふ人脈の中でそういう、どこをどういふふうに想定したかというのは詳しくそこまで聞くことができませんでしたが、地震の想定はほぼ終わって、これからもう海底の地形ですとありとあらゆる詳細なデータを駆使して、その津波被害を想定していくんだよと、こういうお話を承りました。

ですので、まさに今ご指摘いただいたようなことだと思えます。必要であれば一緒に東京大学の佐藤比呂志先生と一緒に邪魔しても構わないのかなと思ってますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） ここで大学の教授、先生のその力量を議論してもしょうがないわけでありまして。私が申し上げたいことは、地震が発生して震度何となる。それがどういふ形で津波に影響を与える。一貫した形できちっと検証し、そしてまた専門家がデータを出す。それを踏まえながら我々が議場で、あるいはまた当局を踏まえながらきちっと議論をしていくと。そのデータベースでなければ、少なくともこういう議案というものは修正するということはそこそこ無理があるということをお願いしたわけでありまして。

いずれにして、この後また討論があると思えますが、そのときにこのことを含めながらしっかりと私ども修正に対する反対の討論を打たせていただきますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 答弁。

○17番（堀井克見） いない。

○議長（千田正英） 要望だけ。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと・・・。

暫時休憩します。

午後 3時02分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

中川議員にお伺いします。ただいまの特例債が県の方に聞いたら5年間延長するというような答弁がありましたけども、それもう一度確認しておきたいんですけども。

○1番（中川光博） 県の市町村課に私が確認をさせていただきました。

○議長（千田正英） そのときあれですか、県の方では5年間延長するということをはっきり中川議員に・・・。

○1番（中川光博） これ合併特例債10年ですので、27年までだったけれどもプラス5年、32年まで可能だと、こういうお話をいただいております。

○議長（千田正英） 県の方ではそのように…。

暫時休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

中川議員の先ほど特例債が5年間延長されたということ、秋田県の方ではそういう発言をしてないということで取消をしていただきたいんですけども。

○1番（中川光博） これは私もまた確認しないと、こういうふうに言われたけれどもその根拠は、あるいはその意味合いは何だったのかなというのを私自身も県の方に確認しますので、暫時休憩してください。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時06分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

1番。

○1番（中川光博） 先ほどの私が指摘されました合併特例債の期限ですけれども、秋田県の市町村課の調整班に正式に確認しましたところ、さっき市長がお話したとおり、国会の決議を待つて正式なものとする、というお話でしたので、大変私の認識が甘

かったと反省しております。訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） ただいまの特例債についての5年間の延長ということは、ただいま1番中川議員より訂正させていただくということで、ご了承願いたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより原案と修正案を一括して討論を行います。討論ありますか。

討論がある場合は、原案に賛成者の発言を許します。15番。

原案に賛成者の発言を許します。

暫時休憩します。

午後 3時15分 休憩

.....
午後 3時17分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

原案に賛成者の発言を許します。15番。

○15番（西村 武） 私は、平成24年度諸事業を支える一般会計並びに特別会計への予算案に対し、すべて賛成致します。また、修正案に反対する立場で申し上げます。

修正案、平成24年度一般会計2款総務費1項総務管理費17目市役所庁舎整備事業費9,752万7,000円の修正案に強く反対するものであります。

その理由と致しまして、ご指摘の市役所庁舎用地はこれまでも、昨年3月11日、東日本大震災のような大地震による津波に対応できるかの議論で再三にわたり安全である説明をいただいております。また、先ほども申し上げられましたように、提案者の中川議員の一般質問に対しましても安全であるというようなことを確信しております。

2つ目と致しまして、市役所庁舎用地は潟上市を東西南北から位置の確認した場合、東側は飯田川昭和地区、西側は天王本郷地区、南側は追分地区、北側は天王湖岸地区から距離的にほぼ同じぐらであり、まさに潟上市の中心地である庁舎建設地として最も最適地であるわけでございます。

したがいまして、これ以上いたずらに庁舎建設を先送りすることは、市民の利便性から、また、危機管理上からも許されるものではなく、よって、本修正案に強く反対する

ものであります。皆様のご賛同、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（千田正英） 修正案に賛成者の発言を許します。16番。

○16番（鈴木斌次郎） 私は、今回の一般会計予算書修正に対して賛成する立場から意見を申し述べ、賢明なる各位の賛同を賜りたいと存じます。

既にご案内のとおりであります。今回当局が提案されました議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算書、歳出2款総務費1項総務管理費17目市役所庁舎整備事業費13節委託料1,935万3,000円、同じく14節公有地財産購入費7,733万8,000円は、次の理由により必要ないものと思います。

平成23年8月1日開催の第2回臨時会において、市長は「私はこの新庁舎候補地選定委員会からの報告を候補地選定に当たり総合的に判断するための貴重な資料と位置づけ、検討結果を最大限に尊重することは以前から申し上げているとおりであります。」と述べておりますが、過去にC候補地、⑥候補地の調査費が議会において否決されております。修正されております。修正されたということは、調査費だけではなく候補地も適地ではないということです。そして、9月定例会において⑥候補地に準ずるとして⑤候補地の調査費が可決されました。検討結果を最大限に尊重すると言いながら、今回、最初に調査費が修正されたC候補地を予定地としての予算案の提出ですが、いつC候補地が予定地になったのですか。

2月15日開催の第3回臨時会においては、まだ候補地であったと思います。そして、新庁舎候補地選定委員会が6回の開催で候補地を選定し、報告書を提出しました。市長は検討結果を最大限に尊重するというのを受けて検討した結果ですか。まず最初に予定地になった理由を議会に報告・説明をしてから予定地にすべきではありませんでしたか。

また、平成22年7月12日開催の庁舎建設調査検討特別委員会に市当局の提出資料に、第1、新庁舎のあるべき姿、1、基本計画の位置づけと検討体制、検討体制は次のように考えています。実施計画は策定しませんが、その内容も含んだ計画と致します。検討内容として、潟上市新庁舎基本構想、これはもう策定済みでした。基本計画、この基本計画では庁舎建設プロジェクトチーム、それから基本計画案についてのパブリックコメント実施、そして地域審議会に諮るなどがあります。それから、基本設計、実施設計、建設工事、新庁舎完成のロードマップとなっておりますが、基本計画は議会に報告ありませんでした。基本計画において庁舎建設プロジェクトチームを設立しましたか。パブ

リックコメントについて実施しましたか。地域審議会に諮りましたか。計画されたロードマップどおりに進めてほしいと思います。また、基本計画を市当局と議会とで審議検討してから基本設計に入るべきではないですか。

以上申し述べましたが、これまで市当局が進めてきた経緯を振り返ってみて、その進め方が終始一貫した姿勢がありません。それはC候補地に執着した姿勢にほかならないからではありませんか。本来であれば対案を提出する予定でありましたが、今後、秋田県から今年中に新しいマグニチュード8.7を想定したハザードマップが出る予定と聞いております。これらを参考にしながら、いま一度、防災計画を見直し、きっちりと位置を検討し、ロードマップどおりに建設を具現化する予算を計上するべきであり、今回の平成24年度潟上市一般会計予算書にかかわる費用の減額修正に賛成するものであります。以上です。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番。

○2番（大谷貞廣） 原案に賛成の立場から。

今朝ほど総務常任委員長からの報告がありました。庁舎候補地調査業務は取得の見通しが整い次第、当初予算案に提案する過程を経ております。新庁舎候補地選定委員会で候補地Cを含む⑤の候補地を候補地⑥に準ずる候補地として選定。庁舎建設の予定地の取得は面積5,000㎡以上で、価格が2,000万円以上のため、自治法施行令第121条の2並びに潟上市の関係条例を経て本契約締結となり、行政手続き上、問題はありません。庁舎候補地調査業務委託の結果は、事業者が専門的な知識に基づいた調査であり、数字は妥当であります。市街化区域、市街化調整区域は、不動産鑑定士による鑑定評価額、坪単価1万2,231円から1万578円をもとに売買実例価格で坪単価1万円の取得にかかる予算額とし、市街化区域内の対象不動産も宅地見込地としての田と評価分類されていることから、市街化調整区域の対象不動産と大差ない評価額であります。用地補償業務の結果についても、補償管理士が東北地区用地対策連絡会補償算定標準書の補償要領に基づいた現地調査であり、妥当な数字であります。

平成24年度当初予算の市役所整備事業費は基本設計までの予算計上案であり、全体事業費は実施設計業務の基礎となります。全体事業の財源計画をも具体化されるものであります。

また、秋田県沖地震津波の減衰効果は、平成23年7月19日の全員協議会で農林水産省林野庁が東日本大震災における海岸防災林の津波防災に果たす効果が新聞報告されまし

た。津波エネルギーの減衰効果等については、これまでの研究成果により、林帯幅50メートル程度以上、家屋破壊等に影響する津波の流体力、これは流速水量圧力等が半分以下に軽減すると、津波の減衰効果、到達距離、浸水深さは、林帯幅200メートル以上から高い効果が発揮されるとしております。ありがとうございます。林帯幅50メートル程度以上から200メートル以上あることが望ましいとされております。この研究成果を天王グリーンランド周辺に置き換えれば、海岸付近の飛砂防備、保安林、保健保安林に指定された標高10メートル以上の一帯が幅87メートルから最大220メートルあり、林野庁の研究成果と符号致します。

今後発表される秋田県の津波想定は高い数字が予想されます。庁舎が、当たり前のことなんですけども、地域防災タワーとなり得るものであります。東日本大震災を教訓として新たな観点から庁舎建設を考え、建設計画、これは全国に誇れるものを推薦したいと思っております。

議会を翻弄の具の繰り返しでは、二元代表制と議会制民主主義とともに選良者が自らの権威を低下させ、市民に、私を含め質を問われ、信頼も遠のくこととなります。上善は水の如しであります。

以上です。

○議長（千田正英） 次に、修正案の賛成者の発言を許します。19番。

○19番（佐々木嘉一） 私はこれから述べる理由により、平成24年度潟上市一般会計予算の修正案に賛成する立場から賛成討論を致したいと思っておりますので、ご賛同いただきたく宜しくお願いしたいと思います。

第1点は、3町の合併協議にさかのぼりますが、合併協定書に定める事項に、新市の庁舎の位置は本庁方式により天王町市内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し選定するとしてあります。再三の申し立てにもかかわらず、今回用地取得を予定する候補地について、協定書の記載事項のいわゆる昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮するということに対する検討と確認はしておりません。

私は、合併協議に参画し合併を進めた者として、今なおその責任を感じております。それは、新庁舎の取り扱いの最終局面において、昭和町選出の議員から反対の声が出て説得に当たった経緯がありました。その際、庁舎の位置については重要事項でありますので、合併後具体化するに当たっては合併協定書の内容を尊重して検討協議することを約束して賛同をいただいたということでもあります。しかし、このことについての議論が

ないまま今日に至っております。

2点目は、新市の事務所について合併協定書の新市の庁舎の建設は新市建設計画、財政計画を含む、に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設するとあります。今回、庁舎用地取得に係る予算計上と用地取得という重要プロジェクトの着工の時期に当たりまして、概算による全体事業費、建設計画の年次、財政内訳の予定という財政計画のあり方、そして他事業への影響等々の見通しを合わせて提示することが必要であります。以上のことは合併協議のときに既に確認されたことでもあります。

第3点は、議会の議決すべき案件に関する長の議会への提出の制限のかかる事案であります。新庁舎建設計画の具体的な内容の説明も提示もないまま、用地取得予算は時期尚早であります。今後、基本計画の策定の後にとという一般質問の答弁もありましたが、全体像を示すことが予算提案の前提であると思えます。

また、潟上市は都市計画施行団体であります。庁舎は新市の都市施設の中核であり、シンボル性の高い建築物です。さらには、自治法第4条第2項に規定するように、事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、ほかの官公庁との関係について適当な考慮を払わなければならないと規定されています。候補地は市街化調整区域であります。まちづくりの核としての位置づけの見通しができないところに位置づけられているのであります。こうした観点と、さらには提案理由にもありましたように東日本大震災を受け秋田県は県地域防災計画の前提に被害想定を見直すこととし、県と市町村の連携も含めた新たな体制づくりに取り組んでおります。

以上であります。振り返ってみて、市当局において新庁舎建設計画の検討段階、あるいは検討のプロセスにおいて合併協定書にある事項について各種検討会に対し諮問されていないことが、今回のこのような事態ではないでしょうか。改めて申し上げます。

以上申し上げましたが、今回の予算修正については賛成するものでありますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 原案に賛成する立場から、東日本大震災の教訓を受けて立ち止まっている時間はありません。早急に防災センターを兼ねた庁舎建設を推進する立場から申し述べます。

私の一般質問でも取り上げた命を守る森の防潮堤プロジェクト推進シンポジウムに参加した折、アムステルダムでは生活を守るために森の防潮堤を造って、海拔ゼロメートル以下で生活をしている。また、ベルギーでも防潮堤を造って、海拔ゼロメートルから3メートルのところに工業地帯を造っていることを紹介されております。いかにきちんとした防潮堤を造って生活を守っているかがうかがえるのです。

仙台平野では防災林整備が林野庁を中心に検討、6月にも着手することが決まりました。海岸沿いに面しております本市におかれましても、市民の安全・安心のために一刻も早く防潮林を整備していただきたい。

気仙沼市で行った調査では、車で避難した人39.7%でした。その理由として、車でないと間に合わないと思った。安全な場所まで遠くで車でないと行けないと思った。危機感があったからこそ車を使ったのである。車が主たる交通手段の地域では、車で避難しようという人が出てくるのは当然で、これを踏まえておく必要があることから、渋滞しない避難路を整備することが必要である。

以上、防災林道路網を整備した市のシンボルとして庁舎づくりを推進するためにも、用地取得をし、未来あふれる安全・安心の市づくりをしていこうではありませんか。

以上です。

○議長（千田正英） 修正案に賛成者の発言を許します。10番。

○10番（佐藤義久） 新星だるま会の佐藤義久であります。私は、修正案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ご提案の市役所用地取得費については、残念ながら将来展望に至った構想を示さず、また、都市計画の抜本的な見直しを期待しておりましたけれども、34条の11の導入で小手先手法にも見えるものであります。また、1年が過ぎました未曾有の大災害、東日本大震災で合併特例債も5年延長との見通し、潟上市としても市内に断層を抱え、日本海には地震空白域が目前にあると言われており、災害対応が先決かと存じます。人命が最優先ではないかと考えるところであります。

前にも述べましたが、不況のこのとき、おりやすくも3.11震災以来、急激な社会情勢の変化で本当に庁舎建設どころではなく、地震津波の対策など生活環境整備を先行させて、ひとまずはここは拠点整備計画をきっちりとすべきであります。百年の大計に立って、将来の潟上の礎をつくることが大事であります。何ゆえに庁舎建設を急ぐのかはわかりません。さらに秋田県では3つの地震域を想定し、連動すればマグニチュード8.7

を想定した津波浸水域を発表してからでも、我が潟上の庁舎の位置をとする市民も少なくありません。また、有事のときに少しも水に浸らない高台から、さらに安全なところから指示指令が出るという市民の安心を願うのは、私だけではないと思います。ここは用地選定を白紙に戻し、他県の例を如く、敷地選定のプロセス、また、庁舎建設に向けた手順を洗い直し、納得のいくプロセスを持って進める必要があるとも感じております。

さらには、昭和47年に秋田市都市計画で公表された横山金足線も今なお全線完工しておりません。北に延伸した大清水の取り付けを残しているやにも伺います。そこで、延伸すると7号線の拡幅、潟上市の工業団地までの延伸もあるものと考えられます。市のこのたびの何件かの道路認定では考えさせられました。無秩序な宅地分譲で発生した私道は、まだまだ随所に見られ、未整備で、認定基準に適用するかも疑問な道が点在しているのが現実であります。これらも行政が主導しなければ、道路基準に沿った解決ができない状況と私は感じております。特に避難路にもなる行き止まり道路は、舗装や排水、除雪など考えれば抜本的な改善が必要であります。でありますから、地区計画、街路網の整備計画を提唱しているわけでもあります。我が地域においても同じことが言えるのであります。当地はリアカーの時代から道幅4メートルに満たないまま、自動車の時代に移りました。車も一家に1台から一人1台の車社会です。大胆な風通しのよい道路の計画を立てることが必要性をも提唱致します。

あくまでも私として庁舎建設の適格地については、地形の重心、人口の重心の野村武利子沢に近い早乙女溜池下三枚橋周辺でありまして、ここが最小にして最大に昭和飯田川に配慮したところで天王地区に建設される限りなく中心市街地形成をつくって、合併協議会の協議を尊重したものであるものでもあります。さらに現庁舎の利活用優先、天王公民館等庁舎改築の声も大きく、計画用地で建築との声は少ないものと受け止めております。また、まず先に昭和飯田川庁舎の利活用を提言・提案してとの声もあります。市民の声が近づか届かずか、否決された場所に再度このように提案が繰り返されるのはなぜか理解できません。

以上の観点から、庁舎建設用地購入にかかわる予算に反対する理由であります。

これをもちまして修正案に賛成意見陳述と致します。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 私から、修正案に反対の立場から私は討論を致したいと思っております。

ご案内のとおり、潟上市の将来の発展の命運を決するほどの大事な今回の提案であり

ますから、少々長い時間になりますが、しっかりと討論をさせていただきたいと思いますので、どうぞひとつご静聴をいただきたいと思います。

光陰矢のごとしと申しますが、時の経つのも早いものであります。鴻上市も合併してちょうど明日で、平成24年3月22日で、はや8年目に入ろうとしております。3町合併の協議会に参画した議員の一人として、感慨深いものを禁じ得ません。ようやくこの3月定例会に、合併以来の最大の行政課題であります新庁舎建設にかかわる用地取得費と庁舎基本設計委託料約9,800万円の計上がなされました。顧みれば、平成19年6月4日でありました。市役所庁舎建設検討委員会、これは時の正副議長を含む各界の代表16人のメンバーでございました。そして新庁舎建設基本構想を策定以来、平成22年6月15日から11月17日まで、これは5カ月間でありましたが、市議会の庁舎建設調査検討特別委員会での調査研究と報告がなされました。その後、平成23年1月17日の全協に続いて1月25日の臨時会で初めて候補地用地測量委託料の提案がなされましたが、誠に残念ながら減額修正の可決となったのは皆さんご案内のとおりであります。その修正理由は、思い起こしていただきたいと思います。第三者機関を設けて市民の意見をもっとしっかり聞くべきであると、こういうことであったと思えます。その後、当局は議会の意向を受けて誠実に、平成23年5月9日から7月11日まで市民13人による新庁舎建設地選定委員会を設置致しました。その報告を受け、平成23年7月19日、全協で報告説明をされました。そして平成23年8月1日、臨時議会に再度、候補地調査委託料を提案されましたが、これまた反対の討論もなく、ただ否決されたのであります。その後、平成23年8月26日の全協で候補地⑤の調査費予算を9月定例会へ提案する旨の説明がございました。そして9月定例会最終日の平成23年9月22日に候補地⑤の調査費がようやく可決されたのであります。5カ月後の平成24年、今年の2月8日の全協で候補地⑤の調査結果が報告されました。そして2月15日の臨時会で正式に庁舎予定地の絞り込みと取得予定価格の説明が市長からなされました。その後、24年3月1日、この開会の議会に、3月定例会に予算案の提出となった運びであります。

先ほども申し上げましたが、平成19年6月4日、新庁舎建設検討委員会がスタートしてから早いもので間もなく5年の歳月が経とうとしております。今までの時間的なロス、理不尽な主張を考えると、いかなる反対の理由があるにせよ、私では全く理解できませんし、それには絶対に与することはできません。

端的に申し上げます。修正案を提出された議員、そして賛成される議員には、私から

見ますと庁舎を建設しようという姿勢がみじんも見られません。前向きに具体的な対案を出すこともなく、市当局が少しでも庁舎建設を前に進めようとする、その都度、庁舎建設に反対の一部の市民の声、そしてまた特定の地域の声、自らの一部支持者の声を、あたかも3万4,000人の市民全体の声の如く、ふかして主張してまいりました。当局の真摯な提案にストップをかける。それに加え、全くの自己流の法律解釈を理論武装するかのよう延々と展開し、他の意見には一切耳を傾けず、ひたすらに主張を繰り返す。最後には我々こそが、我々の主張こそが市民全体の声を的確に反映しており、また、市民の最大の理解者は我々であるとの態度・対応を取っておるのであります。この繰り返しこそが、合併8年を迎える今日まで、遅々として新庁舎建設が進まない最たる原因であり、現状の憂うべき姿と言わざるを得ません。

このたびの3月定例会だけでも庁舎建設の全体事業にかかわる件で、皆さんもご案内のとおり、議会、議員から様々な質問がなされております。その回数、おさらいしますが一般質問で18項目、一般質問で18項目、所管の総務文教委員会で15項目にわたっております。合わせて33項目にわたっております。そのすべての質問に対し、1つ、新市建設計画、これは財源を含む、の根拠。2つには、都市計画と開発行為等の根拠。3つ目には、法律上の根拠。自治法22条、222条、そして第4条の2項。4つ目には、財政上の根拠。合併特例債等の活用であります。そして5つ目には、先ほど来議論となっております防災計画対応の根拠。国、林野庁の見解等々。そのすべてにおいて疑問に対して明確な根拠のもと、しかも懇切丁寧に繰り返し繰り返し答弁を当局からいただいております。

以上のことにより、議員であるならば今まで示された資料、そして今までのプロセスによって、もう十分に意思判断のできる条件は整っている、私はそう確信を致しております。遅々として進まない新庁舎建設の現状に対し、良識ある多くの市民は大きく落胆をし、もううんざりしております。先延ばしありきの反対のための反対はやめて、子々孫々、我々の子々孫々の時代に自信と誇りを持って引き継ぐべく、今、私たち議員一人一人が大事な大事な岐路に立たされているのであります。特に先ほどから賛成討論で強く主張されておりますが、それは県の新しい防災計画を見てからと、それから用地を選定して取得すべきだという論であります。修正案を出される方々は、よく考えていただきたい。つい昨年9月までは、このたびの候補地よりさらに海沿いの、しかも低いグラウンドゴルフ場を適格地として主張されております。9月といえば最近のことであ

ります。既に県では昨年の3.11の震災を受けて防災計画の見直しにかかっている時点です。そのことは既に報道もされております。今この段になって、用地取得をしようという段階になって、県の防災計画の見直しを全面に出してくることは、これまた私から見れば先延ばし、そして反対のための反対と言わざるを得ません。

また、先ほど以来お話のある秋田大学の松富教授、松富先生であります。私も縁があり、ちょっとお知り合いであります。松富先生は津波の専門家ではありますが、地震の方の専門家ではない、メカニズムの専門家ではないということは、私はそう見ております。本人もそうおっしゃっております。地震が発生した後の、したがって津波等による水害の被害等に対する造詣は非常に先生は深く、お話は参考にしなければならないと私も思います。しかしながら、地震が発生するか、その発生確率については、必ずしもその方面の専門家ではありません。地震の発生確率については、大変申し訳ありませんが専門の方々がたくさんおられまして、その方の意見も聞かなければならない。先ほども申し上げましたが、でなければ議論は片手落ちになります。しかしながら、先生は県や男鹿市の防災アドバイザーも務められて防災対策の第一人者であることもまた事実でありますから、失礼ながらそのことを認めつつも、地震発生予知の純粋な専門家ではないということもまた改めて皆さんでもってご理解をいただきたいと思います。要は、地震の専門家と津波の専門家、両専門家の意見を合わせて、そして私ども議会、そしてまた当局、市民を交えてこれからの対応策をしていくということが私は当面の一番大事な手法ではなかろうかなということを強く訴えたいと思います。

私は今、この潟上市ができて8年と、明日で8年目に入ると言いました。愛しております。そして愛してやみません。恐らく議員の皆さんもそうだと思います。新たな郷土潟上市の礎をつくるために、どんなに隘路であっても、どんな隘路であってもみんなで見事を出し合って、そして市民感覚と議会が大きく乖離しないように手法を出し、そしてまた知恵を出して、最大の懸案事項である庁舎建設を実現し、前へ前へと大きく確実に潟上市政を、そして次のステップへ皆さん邁進させようではありませんか。

合併特例債の発行期限は、先ほども議論されましたが延長されると言いながらも、まだ閣議決定、正式な法制化にはなっておりません。その段階であります。延長を前提にしたものと進めては時期がもう逸してしまいます。修正案を出されました方々は、どうかひとつこの時間の重要性、その概念も私は決定的に欠落しているんじゃないかなというふうに失礼ながら申し上げたいと思います。今こそ、今あるみんなの英知のすべてを

結集して、庁舎建設を大きく進めようではありませんか。待ったなしの大事な大事なぎりぎりの時期であるということをみんなで自覚しようではありませんか。

最後になりますが、ちょっと言葉がきつくなるかもしれません。今までのこの議会の議論を見てますと、事あるごとに当局に対する個人的な感情があらわになる議員もおられます。そしてまた、旧3町の縄張り意識と一種の地域エゴに、大変失礼ですが、どっぷりつかって、その先頭に立つ議員もいるのではないかなと。さらにはまた、冷静に前後の判断がなかなかできず、ひたすら持論の展開に終始する議員もどうもいるんじゃないかな。このような議会、市民の負託に応えるべく議会の体を成してないと、こう言われると思いますよ。このことを、大変僭越でありますけれども議員の皆さんに強く訴えたいと思います。

最後になりますが、偏見は判断を持たない意見であります。偏見は判断を持たない意見であります、と先人は申しております。私たち議員20名は2年前に市民から大きな大きな期待を寄せられ、期待のもと、信託を受けて選良としてこの議制壇上に参画しているではありませんか。市民一人一人が私たちをよく見ておりますよ。初心を忘れずに市民を裏切ることのないように、まさに聖者の判断を誤ることなく、議員として正々堂々と後顧の憂いのない意思表示をしようではありませんか。

以上申し上げまして、ちょっと長くなりましたが、ちょっと荒い言葉も使いましたが、皆さんからお許しをいただきながら私の反対討論とさせていただきます。皆さん、ご静聴ありがとうございました。終わります。

○議長（千田正英） ほかに討論ありませんか。修正案に賛成の発言。

○11番（小林 悟） それでは、修正案に賛成する立場から討論致します。

観点がちょっと違いますけれども、本予算案の財源は市役所庁舎建設基金から9,000万を取り崩し、不足分を一般財源から充当するとしておりますけれども、交付税70%の合併特例債を活用すると、約5,400万ぐらいが充当されます。財政運営上、有利にあることは間違いありません。

なぜこの合併特例債を活用できないのか、しないのかということであります。本来であれば地方自治法第222条1項に定める財政の計画性、健全性、その他計画との整合性などについてお示しし、総合的な判断のもとに議決、最終決定すべきものであります。そしてまた、今回調査建設用地取得については秋田県の震災予測マグニチュード8.7に関する見解が示される今年12月まで待つことが妥当であると考えます。一抹の不安があ

れば検討すべきであります。

このことから修正案に賛成致します。

○議長（千田正英） お諮りします。これで討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

（「まだあります」の声あり）

○議長（千田正英） 修正案に賛成者の発言を許します。7番。

○7番（菅原久和） 私は、一般会計予算の予算修正動議に対し賛成する立場で討論を致します。

2款1項17目市役所庁舎整備事業費の9,752万7,000円を減額修正するものであります。その理由として、庁舎建設候補地から予定地への移行について、合併協定の位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し選定する、のこの確認、調整、協議が必要であるが、昭和飯田川についてその協議はなかった。また、庁舎建設計画として必要な面積は幾らか、本庁舎としての機能のあり方、また当該区域を含む交通計画、道路などと概算事業費、庁舎建設用地の造成計画は、建築計画及び土地利用計画は、外構及び附属建物、駐車場等の計画は、財政計画は、全体計画や年次計画などの全体像や概算事業費の見通しもあります。このことは財政の計画性、健全性、また庁舎建設によって他事業への影響についての検討もされていない現状であります。

また、23年度中に潟上市津波ハザードマップ暫定版を全戸配付し、災害への対応を図るとしてありますが、今後、県から出される新しい地震発生の想定条件や津波浸水区域の見直しに基づいて、防災計画の見直し及び防災対策を進めると市長施政方針にあります。県では今年度を目処に防災対策の根幹となる震度予測を大きく改訂する中で、この用地取得は適切ではありません。

以上のことから予算計上すべきではないと考え、減額修正動議に対し賛成するものであります。

以上で終わります。

○18番（藤原幸雄） 議長、討論終結の動議を提出します。

○議長（千田正英） ただいま討論終結の動議が出ましたので、討論をこれにて終結致します。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第24号の採決を行います。

まず、本案に対する1番中川議員ほか7人の議員から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第25号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第26号、平成24年度潟上市後期高

齢者医療特別会計予算（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第27号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第28号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決で

す。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第29号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第30号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第31号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第32号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)については、総務文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第33号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)については、総務文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第34号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)については、総務文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成24年度潟上市水道事業会計予算（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第35号、平成24年度潟上市水道事業特別会計予算（案）については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第36、発議第2号 潟上市議会会派規程（案）について 及び 発議第3号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について】

○議長（千田正英） 次に、日程第36、発議第2号、潟上市議会会派規程（案）について、及び日程第37、発議第3号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第2号及び発議第3号については、提出者より提案理由の説明を求めます。15番 西村 武議員。

○15番（西村 武） それでは、私の方から発議第2号、3号について説明をさせていただきます。

まず、発議第2号、潟上市議会会派規程（案）について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び潟上市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出致します。

平成24年3月21日提出

潟上市議会議長 千田正英様

提出者、西村 武。賛成者、児玉春雄、同じく小林 悟。

提案理由、議会改革特別委員会における会派の見直しに伴い、規程の全部を改正するものである。

内容について、議案第2号、潟上市議会会派規程（案）についてご説明致します。

本案については、議会改革特別委員会における会派について、調査研究結果に基づき

潟上市議会会派規程の全部を改正するものであります。

改正（案）の主な内容であります。これまで規程に会派の定義がなかったため、改正（案）では第2条に、会派とは、市政に関する主義及び主張を同じくし、調査研究、政策立案などをもって提言を行うため、議会内に結成された団体をいう、と会派の定義規程を加え、同2項を、2人以上をもって会派を結成することができるものと改めるものであります。

また、会派代表者会議については、第6条を、議長と会派の代表で組織するとし、第9条、会派に所属しない議員は、オブザーバーとして会議に出席することができる、それぞれ定め、改正（案）の施行日を公布の日からとするものであります。

この改正により、会派制度の更なる充実強化が図られるものと考えております。

次に、発議第3号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について説明を致します。

本案については、潟上市議会会派規程の全部改正に伴い、潟上市議会会派規則第158条関係の別表中の会派代表者会議構成員のうち「副議長」を削る改正（案）であり、施行日を公布の日からとするものであります。

2議案とも全議員とする議会改革特別委員会の審査報告に基づくものであります。議員各位のご賛同を宜しくお願いを申し上げます。

○議長（千田正英） これより発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番。

○10番（佐藤義久） 9条ですが、所属しない議員について、いいですか。オブザーバーとして出席することができるということですが、そうすると会議のご案内はもらえるということでしょうか。それから、出席した場合のテーブルの名札はどうなりますでしょうか、お伺いしたいところです。再三再四、協議会の中では説明しましたけれども、その点2点お知らせください。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 第9条ですけれども、会派に所属しない議員はオブザーバーとして会議に出席することができるということで、この案内はどうですかということですが、案内はするということですのでございます。案内はしますと。

それと出席札はオブザーバーという名前でね、そういうふうになるそうでございます。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 今、委員長がお答えしておりますが、それは・・・発議者、これは会議で、藤原委員長であったっすな、会議できちっと決めたんでしょうか。私は出席したども決まったとは思ってませんでした。いないうちに決めた。はい、わかりました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） 第2条の2で、2人以上をもって会派を結成するというふうなことがありますけれども、所属政党がある方も全部の会派というのは私はおかしいと思うし、全国的にもやはりこの議会については、公明党さんいる、共産党さんいるというふうな新聞の書き方もそういうふうに行っているんで、私はこの第2条の2項のところはやはり1人会派も認めるべきだというふうに思いますけれども、私もいろいろこの点については発言してきましたけども、今、採決すればこのようになると思いますけれども、将来的な展望を持ちながら市民の意見も聞いていくべきだと思うんですけども、その点について意見あれば宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 第2条、会派とは、市政に関する主義及び主張を同じくするものということで、1人というのはこれは会派でなくて、会派とは2人以上なんですよ。1人になると会派は消すと、このように指導書にも書かれておりますので、これに基づきましてこの何ていうか、改革委員会では進めたわけでございまして、要するにその会派とは政党は別です。会派は、もし一緒になるようであれば党派を問わず、政和会に今の共産党が入るのもこれは可能でありますので、どうぞ入ってくださいということで終わります。

○議長（千田正英） ほかに。14番。

○14番（藤原典男） 一般的には1人会派というのも言葉あるとお認められていることなんですよ。だから今私言ったのは、将来的にはやはり市民の声を聞いて1人会派も認めていくべきじゃないかというふうなことを意見問うたわけですけども、その点についてはどうなんでしょうかというふうなことなんです。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） お答えしますけれども、まずこの1人会派というのは特例中の特例でこれは認めたと、最初はね。ですから、今回は改革ですからそのように2人以上でなければならないと、こういうことです。これ以上聞かれても、委員長は向こうにおり

ますから、じゃあ答えますかということです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより発議第2号を採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、発議第2号、潟上市議会会派規程（案）については原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより発議第3号を採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、発議第3号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）については原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これをもちまして平成24年第1回潟上市議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午後 4時40分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 西 村 武

〃 署名議員 鈴 木 斌次郎